

⑤

令和 8 年

市議会 2 月定例会議案
(その 3)

静 岡 市

目 次

議案番号	件 目	頁
議案第 46 号	令和8年度静岡市一般会計予算	8
議案第 47 号	令和8年度静岡市電気事業経営記念基金会計予算	30
議案第 48 号	令和8年度静岡市土地区画整理清算基金会計予算	32
議案第 49 号	令和8年度静岡市公共用地取得事業会計予算	34
議案第 50 号	令和8年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付基金会計予算	38
議案第 51 号	令和8年度静岡市公債管理事業会計予算	40
議案第 52 号	令和8年度静岡市競輪事業会計予算	42
議案第 53 号	令和8年度静岡市国民健康保険事業会計予算	45
議案第 54 号	令和8年度静岡市駐車場事業会計予算	52
議案第 55 号	令和8年度静岡市介護保険事業会計予算	54
議案第 56 号	令和8年度静岡市介護保険サービス会計予算	59
議案第 57 号	令和8年度静岡市中央卸売市場事業会計予算	62
議案第 58 号	令和8年度静岡市後期高齢者医療事業会計予算	65
議案第 59 号	令和8年度静岡市立静岡病院事業債管理事業会計予算	68
議案第 60 号	令和8年度静岡市簡易水道事業会計予算	72
議案第 61 号	令和8年度静岡市病院事業会計予算	74
議案第 62 号	令和8年度静岡市農業集落排水事業会計予算	78
議案第 63 号	令和8年度静岡市水道事業会計予算	81
議案第 64 号	令和8年度静岡市下水道事業会計予算	86

議案第	65	号	静岡市基本構想について	92
議案第	66	号	静岡市基本計画について	93
議案第	67	号	静岡市公文書等の管理に関する条例の制定について	94
議案第	68	号	静岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	108
議案第	69	号	静岡市行政手続条例の一部改正について	120
議案第	70	号	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について	123
議案第	71	号	静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	129
議案第	72	号	静岡市職員定数条例の一部改正について	130
議案第	73	号	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	131
議案第	74	号	静岡市職員の給与に関する条例の一部改正について	133
議案第	75	号	静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	135
議案第	76	号	静岡市職員等の旅費に関する条例の一部改正について	136
議案第	77	号	静岡市手数料条例の一部改正について	141
議案第	78	号	静岡市国民健康保険条例の一部改正について	159
議案第	79	号	静岡市介護保険条例の一部改正について	165
議案第	80	号	静岡市東海道広重美術館条例の一部改正について	168
議案第	81	号	静岡市体育館条例の一部改正について	170
議案第	82	号	静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部改正について	173
議案第	83	号	静岡市博物館条例の一部改正について	174
議案第	84	号	静岡市地域福祉交流プラザ条例の一部改正について	175

議案第	85	号	静岡市立こども園条例の一部改正について	177
議案第	86	号	静岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正について	178
議案第	87	号	静岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	179
議案第	88	号	静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	181
議案第	89	号	静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	183
議案第	90	号	静岡市資源循環啓発施設条例の一部改正について	184
議案第	91	号	静岡市斎場条例の一部改正について	185
議案第	92	号	静岡市環境影響評価条例の一部改正について	186
議案第	93	号	静岡市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	187
議案第	94	号	静岡市中央卸売市場業務条例の一部改正について	188
議案第	95	号	静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正について	189
議案第	96	号	静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例及び静岡市自転車等駐車場条例の一部改正について	190
議案第	97	号	静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部改正について	192
議案第	98	号	静岡ヘリポート条例の一部改正について	197
議案第	99	号	静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について	198
議案第	100	号	静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	200
議案第	101	号	静岡市水防団条例の一部改正について	202
議案第	102	号	静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	203
議案第	103	号	静岡市水道事業給水条例の一部改正について	204
議案第	104	号	静岡市下水道条例の一部改正について	206

議案第	105	号	静岡市交通安全対策会議条例の廃止について	208
議案第	106	号	静岡市交通遺児等福祉手当条例の廃止について	209
議案第	107	号	静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の廃止について	210
議案第	108	号	静岡市西ヶ谷総合運動場の指定管理者の指定について	211
議案第	109	号	静岡市清水総合運動場の指定管理者の指定について	212
議案第	110	号	静岡市中央体育館及び静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーションの指定管理者の指定について	213
議案第	111	号	静岡市東部体育館、静岡市北部体育館、静岡市南部体育館及び静岡市長田体育館の指定管理者の指定について	215
議案第	112	号	静岡市城北運動場、静岡市清水長崎新田スポーツ広場、静岡市有度山総合公園運動施設テニスコート及び静岡市有度山総合公園運動施設ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定について	217
議案第	113	号	静岡市清水ナショナルトレーニングセンターの指定管理者の指定について	219
議案第	114	号	静岡市清水庵原球場の指定管理者の指定について	220
議案第	115	号	静岡市中央福祉センターの指定管理者の指定について	222
議案第	116	号	静岡市清水社会福祉会館の指定管理者の指定について	223
議案第	117	号	静岡市清水中央老人福祉センターの指定管理者の指定について	224
議案第	118	号	静岡市静岡老人ホーム及び静岡市救護所の指定管理者の指定について	225
議案第	119	号	静岡市清水松風荘の指定管理者の指定について	226
議案第	120	号	静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」の指定管理者の指定について	227
議案第	121	号	静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の指定管理者の指定について	228
議案第	122	号	静岡市ふれあい健康増進館の指定管理者の指定について	229
議案第	123	号	清水港船宿記念館の指定管理者の指定について	231

議案第	124	号	清水日本平運動公園球技場及び庭球場並びに静岡市清水蛇塚スポーツグラウンドの指定管理者の指定について	232
議案第	125	号	清水清見潟公園体育館、室内プール及びトレーニング室の指定管理者の指定について	234
議案第	126	号	静岡ヘリポートの指定管理者の指定について	236
議案第	127	号	静岡市番町市民活動センターの指定管理者の指定の変更について	237
議案第	128	号	静岡市清水市民活動センターの指定管理者の指定の変更について	238
議案第	129	号	静岡音楽館の指定管理者の指定の変更について	239
議案第	130	号	静岡市駿河生涯学習センター、静岡市南部勤労者福祉センター及び静岡市小鹿老人福祉センターの指定管理者の指定の変更について	240
議案第	131	号	静岡市東海道広重美術館の指定管理者の指定の変更について	241
議案第	132	号	静岡市老人福祉センター、静岡市老人憩の家及び静岡市世代間交流センターの指定管理者の指定の変更について	242
議案第	133	号	静岡市清水みなとふれあいセンターの指定管理者の指定の変更について	243
議案第	134	号	静岡市清水なぎさホーム、静岡市清水ひびきワーク、静岡市清水うしおワーク及び静岡市清水うなばら学園の指定管理者の指定の変更について	244
議案第	135	号	静岡市清水うみのこセンターの指定管理者の指定の変更について	245
議案第	136	号	静岡市沼上資源循環学習プラザ及び静岡市西ヶ谷資源循環体験プラザの指定管理者の指定の変更について	246
議案第	137	号	静岡市北部勤労者福祉センターの指定管理者の指定の変更について	247
議案第	138	号	静岡市東部勤労者福祉センターの指定管理者の指定の変更について	248
議案第	139	号	静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設の指定管理者の指定の変更について	249
議案第	140	号	静岡市日影沢親水園の指定管理者の指定の変更について	250
議案第	141	号	静岡市由比本陣施設の指定管理者の指定の変更について	251
議案第	142	号	駿府城公園「東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園及び茶室」の指定管理者の指定の変更について	252
議案第	143	号	包括外部監査契約の締結について	253

一 般 会 計

令和8年度静岡市一般会計予算

令和8年度静岡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ403,500,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第4表 債務負担行為」による。

(市債)

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表 市債」による。

(一時借入金)

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 市税		148,938,000
	1 市民税	71,155,000
	2 固定資産税	55,938,000
	3 軽自動車税	1,948,000
	4 市たばこ税	4,463,000
	5 鉱産税	71
	6 入湯税	39,929
	7 事業所税	4,405,000
	8 都市計画税	10,989,000
2 地方譲与税		2,475,000
	1 地方揮発油譲与税	682,000
	2 自動車重量譲与税	1,211,000
	3 森林環境譲与税	392,000
	4 特別とん譲与税	152,000
	5 石油ガス譲与税	38,000
3 利子割交付金		309,000
	1 利子割交付金	309,000
4 配当割交付金		1,088,000
	1 配当割交付金	1,088,000
5 株式等譲渡所得割交付金		2,035,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	2,035,000
6 分離課税所得割交付金		160,000
	1 分離課税所得割交付金	160,000
7 法人事業税交付金		2,345,000
	1 法人事業税交付金	2,345,000
8 地方消費税交付金		21,402,000

款	項	金額
		千円
	1 地方消費税交付金	21,402,000
9	ゴルフ場利用税交付金	25,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	25,000
10	環境性能割交付金	15,000
	1 環境性能割交付金	15,000
11	軽油引取税交付金	3,821,000
	1 軽油引取税交付金	3,821,000
12	地方特例交付金	3,972,000
	1 地方特例交付金	3,958,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	14,000
13	地方交付税	41,500,000
	1 地方交付税	41,500,000
14	交通安全対策特別交付金	300,000
	1 交通安全対策特別交付金	300,000
15	分担金及び負担金	794,013
	1 負担金	794,013
16	使用料及び手数料	8,423,807
	1 使用料	6,495,509
	2 手数料	1,928,298
17	国庫支出金	76,810,587
	1 国庫負担金	61,335,749
	2 国庫補助金	15,240,176
	3 国庫委託金	234,662
18	県支出金	24,390,232
	1 県負担金	17,002,202
	2 県補助金	6,034,445

款	項	金 額
		千円
	3 県委託金	1,353,585
19 財産収入		1,605,275
	1 財産運用収入	540,482
	2 財産売払収入	1,064,793
20 寄附金		5,236,100
	1 寄附金	5,236,100
21 繰入金		12,897,388
	1 基金繰入金	12,043,943
	2 特別会計繰入金	853,445
22 繰越金		1,500,000
	1 繰越金	1,500,000
23 諸収入		10,759,898
	1 延滞金及び加算金	52,000
	2 預金利子	29,202
	3 貸付金元利収入	238,356
	4 受託事業収入	3,589,794
	5 収益事業収入	2,100,000
	6 雑入	4,750,546
24 市債		32,697,700
	1 市債	32,697,700
歳 入 合 計		403,500,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 1,021,222
	1 議会費	1,021,222
2 総務費		47,780,704
	1 総務管理費	29,548,563
	2 企画費	13,528,175
	3 徴税費	2,717,423
	4 戸籍住民基本台帳費	1,383,064
	5 選挙費	251,058
	6 統計調査費	103,389
	7 人事委員会費	124,625
8 監査委員費	124,407	
3 民生費		140,039,094
	1 社会福祉費	33,427,250
	2 児童福祉費	68,377,301
	3 生活保護費	16,647,965
	4 災害救助費	52,700
	5 国民健康保険費	5,823,000
	6 介護保険費	13,171,878
	7 介護保険サービス費	78,100
8 後期高齢者医療費	2,460,900	
4 衛生費		42,222,209
	1 保健衛生費	6,890,452
	2 保健予防費	11,923,920
	3 健康対策費	4,646,410
	4 生活衛生費	176,914
	5 清掃費	12,597,655

款	項	金額
		千円
	6 簡易水道費	208,737
	7 病院費	5,614,385
	8 水道費	163,736
5 労働費		591,111
	1 労働費	591,111
6 農林水産業費		5,152,466
	1 農業費	1,948,231
	2 林業費	1,200,509
	3 水産業費	798,243
	4 山間地振興費	876,558
	5 農業集落排水費	328,925
7 商工費		8,719,740
	1 商工費	5,234,238
	2 観光費	1,880,386
	3 港湾費	1,476,316
	4 中央卸売市場費	128,800
8 土木費		45,974,896
	1 土木管理費	744,297
	2 道路橋りょう費	20,077,753
	3 河川費	2,188,352
	4 都市計画費	9,591,044
	5 住宅費	4,539,114
	6 動物園費	792,336
	7 下水道費	8,042,000
9 消防費		12,130,059
	1 消防費	12,130,059

款	項	金 額
10 教育費		千円 55,782,605
	1 教育総務費	6,022,510
	2 小学校費	20,242,152
	3 中学校費	12,622,577
	4 高等学校費	1,893,417
	5 社会教育費	4,084,372
	6 保健体育費	10,917,577
11 災害復旧費		5,823,930
	1 衛生施設災害復旧費	23,700
	2 農林水産施設災害復旧費	1,067,100
	3 商工施設災害復旧費	20,000
	4 土木施設災害復旧費	4,474,730
	5 教育施設災害復旧費	238,400
12 公債費		37,749,500
	1 公債費	37,749,500
13 諸支出金		12,464
	1 財産費	12,464
14 予備費		500,000
	1 予備費	500,000
歳 出 合 計		403,500,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
2 総務費	2 企画費	高部生涯学習 交流館建設費	721,000	令和8年度	288,400
				令和9年度	432,600
3 民生費	2 児童福祉費	仮称藁科小中学校 児童クラブ室 建設費	30,600	令和8年度	3,060
				令和9年度	27,540
		こどもの遊び場 整備費	500,000	令和8年度	50,000
				令和9年度	450,000
		一時保護所 整備費	296,000	令和8年度	29,000
				令和9年度	267,000
8 土木費	5 住宅費	新建堤町団地 地費	1,448,000	令和8年度	580,000
				令和9年度	868,000
		新建上土団地 地費	1,146,000	令和8年度	446,000
				令和9年度	700,000
		安倍口団地 汚水処理施設 建設費	565,000	令和8年度	226,000
				令和9年度	339,000
9 消防費	1 消防費	葵消防署 山崎出張所 建設費	264,200	令和8年度	92,500
				令和9年度	171,700
		駿河消防署 宗出出張所 建設費 (第2期)	34,400	令和8年度	9,700
				令和9年度	24,700
10 教育費	3 中学校費	蒲原中学校 建設費	245,000	令和8年度	122,500
				令和9年度	122,500
		仮称由比小中学校 建設費	488,400	令和8年度	4,900
				令和9年度	483,500

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持事業等費 (路公 維共 持事 事業 業等 費)	220,000
		道路改良事業等費 (路公 改共 良事 事業 業等 費)	400,000
		交通安全施設整備事業等費 (交 安 全 施 設 事 業 費) (公 共 設 業 等)	200,000
		橋りょう整備事業等費 (橋 公 共 整 備 事 業 費) (公 共 業 等)	300,000
	4 都市計画費	街路整備事業等費 (街 路 公 整 備 事 業 費) (公 共 業 等)	220,000
11 災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	公共災害復旧事業費 (公 共 災 害 復 旧 事 業 費) (農 業)	500,000
		単独災害復旧事業費 (単 独 災 害 復 旧 事 業 費) (農 業)	10,000
		公共災害復旧事業費 (公 共 災 害 復 旧 事 業 費) (林 道)	270,000
		単独災害復旧事業費 (単 独 災 害 復 旧 事 業 費) (林 道)	174,600
		公共災害復旧事業費 (公 共 災 害 復 旧 事 業 費) (漁 港)	90,000
		単独災害復旧事業費 (単 独 災 害 復 旧 事 業 費) (漁 港)	10,000
	4 土木施設災害復旧費	公共災害復旧事業費 (公 共 災 害 復 旧 事 業 費) (道 路 橋 り ょう)	2,800,000
		単独災害復旧事業費 (単 独 災 害 復 旧 事 業 費) (道 路 橋 り ょう)	550,000
		公共災害復旧事業費 (公 共 災 害 復 旧 事 業 費) (河 川)	200,000
		単独災害復旧事業費 (単 独 災 害 復 旧 事 業 費) (河 川)	800,000

第4表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
F A Q システム設置費	令和9年度	4,000千円 令和8年度にFAQシステム使用契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。
総務事務センター運営等業務経費	自 令和9年度 至 令和12年度	416,400千円 令和8年度に総務事務センター運営等業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和9年度以降4年間で支払う。
社会保険関係書類作成等業務経費	令和9年度	2,700千円 令和8年度に社会保険関係書類作成等業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。
郵便料金計器設置費	自 令和9年度 至 令和12年度	7,600千円 令和8年度に郵便料金計器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和9年度以降4年間で支払う。
ふるさと寄附金管理等業務経費	自 令和9年度 至 令和11年度	令和9年度から令和11年度の各年度における返礼品の調達、配送に要する額及び各年度の寄附額の合計額に100分の8を乗じて得た額（消費税及び地方消費税を含む）に相当する額。 令和8年度にふるさと寄附金管理等業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度以降3年間で支払う。
領収済通知書等読取機設置費	自 令和9年度 至 令和13年度	7,280千円 令和8年度に領収済通知書等読取機賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和9年度以降5年間で支払う。
清水駅西口駐車場整備事業費	自 令和9年度 至 令和11年度	1,140,200千円 令和8年度に清水駅西口駐車場整備工事請負契約を締結し、その金額を令和9年度以降3年間で支払う。
清水駅西口駅連絡通路整備事業費	自 令和9年度 至 令和12年度	274,000千円 令和8年度に清水駅西口駅連絡通路整備工事請負契約を締結し、その金額を令和9年度以降4年間で支払う。
新清水庁舎整備事業費	自 令和9年度 至 令和12年度	14,568,000千円 令和8年度に新清水庁舎取得契約を締結し、その金額を令和9年度以降4年間で支払う。
消耗品調達システム設置費	令和9年度	10,600千円 令和8年度に消耗品調達システム使用契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。
ひきこもり地域支援センター運営業務経費	自 令和9年度 至 令和11年度	98,910千円 令和8年度にひきこもり地域支援センター運営業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和9年度以降3年間で支払う。

静岡市民文化会館舞台音響設備改修事業費	令和9年度	490,000千円 令和8年度に静岡市民文化会館舞台音響設備修繕契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
静岡市民文化会館舞台照明設備改修事業費	令和9年度	425,000千円 令和8年度に静岡市民文化会館舞台照明設備修繕契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
静岡市民文化会館照明設備LED化改修事業費	令和9年度	370,000千円 令和8年度に静岡市民文化会館照明設備LED化修繕契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
新庁内データエントリー機器等設置費(その2)	自令和9年度 至令和12年度	35,700千円 令和8年度に新庁内データエントリー機器等賃貸借契約を締結し、その金額を令和9年度以降4年間で支払う。
ガバメントクラウド運用管理業務経費	自令和9年度 至令和10年度	14,400千円 令和8年度にガバメントクラウド運用管理業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度以降2年間で支払う。
インターネット仮想化システム機器等設置費	自令和9年度 至令和13年度	519,200千円 令和8年度にインターネット仮想化システム機器等賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和9年度以降5年間で支払う。
市政総合ネットワーク通信機器等設置費(静岡地区)	自令和9年度 至令和13年度	649,600千円 令和8年度に市政総合ネットワーク通信機器等賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和9年度以降5年間で支払う。
市政総合ネットワーク通信機器等設置費(清水地区)	自令和9年度 至令和13年度	439,600千円 令和8年度に市政総合ネットワーク通信機器等賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和9年度以降5年間で支払う。
税務・国保年金システム機器等設置費	自令和9年度 至令和12年度	2,961,600千円 令和8年度に税務・国保年金システム機器等賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和9年度以降4年間で支払う。
文化施設貸館システム構築業務経費	自令和9年度 至令和10年度	5,000千円 令和8年度に文化施設貸館システム構築業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和9年度以降2年間で支払う。
アリーナ設計・建設モニタリング支援業務経費	自令和9年度 至令和11年度	89,500千円 令和8年度にアリーナ設計・建設モニタリング等支援業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和9年度以降3年間で支払う。

アリーナ整備事業費 (その2)	自 令和9年度 至 令和41年度	29,487,000 千円に金利変動及び物価変動による増減額 (当該増減額に係る消費税及び地方消費税を含む。)並びに消費税及び地方消費税の税率の引上げによる増額を加算した額。 令和8年度にアリーナ整備事業特定事業契約を締結し、その金額の一部を令和9年度以降33年間で支払う。
現行税務賦課システム データ形式変換 アプリケーション 作成等業務経費	令 和 9 年 度	173,800 千円 令和8年度に現行税務賦課システムデータ形式変換アプリケーション作成等業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。
e L T A X システム 運用支援業務経費	自 令和9年度 至 令和11年度	19,268 千円 令和8年度にe L T A X システム運用支援業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和9年度以降3年間で支払う。
個人市・県民税試算及び 申告書作成システム サービス提供業務経費	自 令和9年度 至 令和11年度	908 千円 令和8年度に個人市・県民税試算及び申告書作成システムサービス提供業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和9年度以降3年間で支払う。
課税資料イメージ 管理システム 運用支援業務経費	自 令和9年度 至 令和11年度	11,963 千円 令和8年度に課税資料イメージ管理システム運用支援業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和9年度以降3年間で支払う。
市税徴収収納支援 システム機器更改 セットアップ業務経費	令 和 9 年 度	211,200 千円 令和8年度に市税徴収収納支援システム機器更改セットアップ業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
市税徴収収納支援 システム機器設置費	自 令和9年度 至 令和12年度	533,600 千円 令和8年度に市税徴収収納支援システム機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和9年度以降4年間で支払う。
軽自動車税 納税通知書作成 業務経費	令 和 9 年 度	7,000 千円 令和8年度に軽自動車税納税通知書作成等業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
個人市・県民税 納税通知書作成 業務経費	令 和 9 年 度	13,000 千円 令和8年度に個人市・県民税納税通知書作成等業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
個人市・県民税 特別徴収税額通知 書作成等業務経費	令 和 9 年 度	37,000 千円 令和8年度に個人市・県民税特別徴収税額通知書作成等業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。

固定資産税・都市計画税納税通知書作成等業務経費	令和9年度	13,900千円 令和8年度に固定資産税・都市計画税納税通知書作成等業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
県議会議員選挙場設置等業務経費	令和9年度	99,100千円 令和8年度に県議会議員選挙ポスター掲示場設置等業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
県議会議員選挙当日投票システム機器設置	令和9年度	5,100千円 令和8年度に県議会議員選挙当日投票システム機器賃貸借契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
市長選挙場設置等業務経費	令和9年度	50,200千円 令和8年度に市長選挙ポスター掲示場設置等業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
市長選挙当日投票システム機器設置	令和9年度	5,100千円 令和8年度に市長選挙当日投票システム機器賃貸借契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
福祉システム等設置(福祉端末分)	自令和9年度至令和13年度	179,550千円 令和8年度に福祉システム機器等賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和9年度以降5年間で支払う。
福祉システム等設置(介護端末分)	自令和9年度至令和13年度	181,980千円 令和8年度に福祉システム機器等賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和9年度以降5年間で支払う。
後期高齢者医療制度健康診査受診券封入封緘等業務経費	令和9年度	4,300千円 令和8年度に後期高齢者医療制度健康診査受診券封入封緘等業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
後期高齢者医療費納付書読取機設置(標準システム対応分)	自令和9年度至令和13年度	2,410千円 令和8年度に後期高齢者医療費納付書読取機賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和9年度以降5年間で支払う。
私立認定こども園建設費補助金(静岡聖光幼稚園)	令和9年度	186,823千円 令和8年度に静岡聖光幼稚園の建替えに伴う施設整備費補助金を交付決定し、その金額の一部を令和9年度に交付する。
私立認定こども園建設費補助金(八幡聖母幼稚園)	令和9年度	100,564千円 令和8年度に八幡聖母幼稚園の建替えに伴う施設整備費補助金を交付決定し、その金額の一部を令和9年度に交付する。

私立認定こども園建設費補助金 (めぐみこども園)	令和9年度	205,086千円 令和8年度にめぐみこども園の建替えに伴う施設整備費補助金を交付決定し、その金額の一部を令和9年度に交付する。
脱炭素先行地域再エネ設備導入事業補助金	令和9年度	170,000千円 令和8年度に脱炭素先行地域再エネ設備等導入事業補助金を交付決定し、その金額を令和9年度に交付する。
市有施設照明設備基礎調査業務経費 (令和8年度分)	令和9年度	66,000千円 令和8年度に市有施設照明設備基礎調査業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
清水斎場火葬予約システム機器設置費	自令和9年度 至令和13年度	11,480千円 令和8年度に清水斎場火葬予約システム機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和9年度以降5年間で支払う。
西ヶ谷清掃工場車両購入費	令和9年度	8,900千円 令和8年度に西ヶ谷清掃工場車両購入契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
西ヶ谷清掃工場電気・計装設備等改修事業費	令和9年度	355,000千円 令和8年度に西ヶ谷清掃工場電気・計装設備等修繕契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
沼上清掃工場ごみクレーンバケット改修事業費	令和9年度	172,000千円 令和8年度に沼上清掃工場ごみクレーンバケット等修繕契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
沼上清掃工場切断機改修事業費	令和9年度	206,000千円 令和8年度に沼上清掃工場切断機修繕契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
農業振興地域整備計画策定経費	令和9年度	13,700千円 令和8年度に農業振興地域整備計画策定業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。
企業立地促進事業補助金 (令和8年度分)	自令和9年度 至令和10年度	722,780千円 令和8年度に企業立地促進事業補助金を交付決定し、その金額の一部を令和9年度以降2年間で交付する。
産学交流センターネットワーク機器設置費	自令和9年度 至令和13年度	12,750千円 令和8年度に産学交流センターネットワーク機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和9年度以降5年間で支払う。

第71回静岡まつり補助金	令和9年度	70,624千円 令和8年度に第71回静岡まつり補助金を交付決定し、その金額を令和9年度に交付する。
国道150号新日本坂トンネルラジオ再放送設備工事	令和9年度	150,000千円 令和8年度に国道150号新日本坂トンネルラジオ再放送設備整備工事請負契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
国道150号新日本坂トンネル換気設備工事	令和9年度	65,000千円 令和8年度に国道150号新日本坂トンネル換気設備整備工事請負契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
主要地方道井川湖御幸線（下）道路改良事業	令和9年度	192,000千円 令和8年度に主要地方道井川湖御幸線（下）道路改良工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。
主要地方道井川湖津渡野線道路改良事業	令和9年度	120,000千円 令和8年度に主要地方道井川湖御幸線（津渡野）道路改良工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。
主要地方道梅ヶ島温泉昭和線（蕨野）道路改良事業	令和9年度	120,000千円 令和8年度に主要地方道梅ヶ島温泉昭和線（蕨野）道路改良工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。
一般県道大川静岡線（足久保口組舟沢）道路改良事業	令和9年度	120,000千円 令和8年度に一般県道大川静岡線（足久保口組舟沢）道路改良工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。
丸子新田広野三丁目線（3工区）歩道整備事業	令和9年度	70,000千円 令和8年度に丸子新田広野三丁目線（3工区）歩道整備工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。
御幸町鷹匠町2号線電線共同溝整備事業	令和9年度	190,000千円 令和8年度に御幸町鷹匠町2号線電線共同溝整備工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。
主要地方道山脇大谷線長沼大橋耐震補強・補修事業	令和9年度	214,000千円 令和8年度に主要地方道山脇大谷線長沼大橋耐震補強・補修工事請負契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
主要地方道山脇大谷線長沼大橋耐震補強・補修工事監督支援業務	令和9年度	7,000千円 令和8年度に主要地方道山脇大谷線長沼大橋耐震補強・補修工事監督支援業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。

富士見六千坪線 (富士見橋7) 補修事業費	令和9年度	78,000千円 令和8年度に富士見六千坪線(富士見橋7)補修工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。
上原池 雨水貯留施設整備事業費	令和9年度	20,000千円 令和8年度に上原池雨水貯留施設整備工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。
見性寺川 河川改修事業費	令和9年度	30,000千円 令和8年度に見性寺川河川改修工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。
南ノ谷川 河川改修事業費	令和9年度	75,000千円 令和8年度に南ノ谷川河川改修工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。
大和田川 河川改修事業費	令和9年度	25,000千円 令和8年度に大和田川河川改修工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。
神明川 河川改修事業費	令和9年度	9,000千円 令和8年度に神明川河川改修工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。
伏木川 河川改修事業費	令和9年度	20,000千円 令和8年度に伏木川河川改修工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。
旧巴川 護岸改修事業費	令和9年度	100,000千円 令和8年度に旧巴川護岸改修工事請負契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
青葉緑地再編 設計業務経費	令和9年度	28,300千円 令和8年度に青葉緑地再編設計業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。
清水駅前周辺地区 都市計画図書作成業務経費	令和9年度	7,800千円 令和8年度に清水駅前周辺地区都市計画図書作成業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
東静岡岡地区 ペDESTリアンデッキ整備事業費(その2)	自令和9年度 至令和11年度	2,510,000千円 令和8年度に東静岡地区ペDESTリアンデッキ整備工事請負契約を締結し、その金額を令和9年度以降3年間で支払う。

静岡駅前賤機線 街路整備事業費	令和9年度	195,000千円 令和8年度に静岡駅前賤機線街路整備工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。
宮前岳美線 街路整備事業費	令和9年度	135,000千円 令和8年度に宮前岳美線街路整備工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。
あさはた線 街路整備事業費	令和9年度	70,000千円 令和8年度にあさはた線街路整備工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。
大浜公園管理・運営 モニタリング等支援 業務経費	令和9年度	5,000千円 令和8年度に大浜公園管理・運営モニタリング等支援業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
市営住宅設置 給湯設備（富士見団地E棟）	自令和9年度 至令和18年度	7,635千円 令和8年度に市営住宅給湯設備賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和9年度以降10年間で支払う。
市営住宅設置 給湯設備（中島団地外1棟）	自令和9年度 至令和18年度	11,970千円 令和8年度に市営住宅給湯設備賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和9年度以降10年間で支払う。
葵消防署 南田町出張所 改修工事設計業務経費	令和9年度	26,900千円 令和8年度に葵消防署南田町出張所改修工事設計業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
港北消防署 興津出張所 改修工事設計業務経費	令和9年度	23,200千円 令和8年度に港北消防署興津出張所改修工事設計業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
図書セルフ貸出システム 機器設置費	自令和9年度 至令和10年度	10,810千円 令和8年度に図書セルフ貸出システム機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和9年度以降2年間で支払う。
駿府城跡天守台 野外展示施設 式典開催業務経費	令和9年度	2,200千円 令和8年度に駿府城跡天守台野外展示施設式典開催業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
令和8年度における 地方債証券の共同発行 によって生ずる連帯債務	自令和8年度 至令和18年度	元金1,065,000,000千円及び利子相当額 令和8年度に共同発行する市場公募地方債の発行総額から本市負担分を除いた元金及びこれに対する利子相当額に係る連帯債務。

令和8年度における 地方債証券の共同発行 によって生ずる連帯債務 (グリーンボンド分)	自 令和8年度 至 令和18年度	<p style="text-align: right;">元金124,000,000千円及び利子相当額</p> 令和8年度に共同発行する市場公募地方債の発行総額から本市負担分を除いた元金及びこれに対する利子相当額に係る連帯債務。
--	---------------------	--

第5表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
財産管理事業	356,500	1 借入先	7%以内	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については、相手方との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。
車両管理事業	12,300	政府、銀行その他	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	
ヘリポート事業	40,400	2 借入方法		
市民文化会館建設事業	677,700	普通貸借又は債券発行		
企画調整事業	13,500	(他の地方公共団体との共同発行を含む。)		
文化振興事業	4,400			
東海道広重美術館整備事業	304,200	3 借入時期		
生涯学習施設整備事業	94,500	令和8年度		
生涯学習施設建設事業	292,200	ただし、市財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。		
海洋文化施設建設事業	322,400			
アリーナ建設事業	446,000			
社会福祉施設整備事業	125,600			
老人福祉施設整備事業	368,100			
障害者福祉施設整備事業	76,400			
児童クラブ室整備事業	5,700			
こどもの遊び場整備事業	25,700			
児童相談所整備事業	75,000			
こども園・保育所等施設整備事業	335,200			
こども園・保育所建設事業	332,400			
救護所整備事業	20,400			
保健衛生施設整備事業	91,500			
看護専門学校整備事業	114,700			
環境政策施設整備事業	808,900			
環境保健研究所機器整備事業	20,000			
斎場整備事業	292,600			
水道施設整備事業 出資金	22,000			
山間地診療所建設事業	14,300			
精神保健福祉施設 整備事業	12,700			

健康増進施設整備事業	38,200			
動物愛護センター 建設事業	61,100			
清掃工場施設整備事業	1,067,300			
最終処分場整備事業	1,793,300			
清水ストックヤード 建設事業	239,400			
農道等維持管理事業	79,700			
農道等新設改良事業	179,300			
林道事業	267,200			
治山事業	80,000			
漁港管理事業	220,800			
海岸保全施設整備事業	27,000			
商工総務事業	33,500			
工業振興事業	36,000			
観光施設整備事業	182,800			
港湾管理事業	95,700			
港湾建設事業	782,700			
土木総務事業	2,900			
道路維持事業	2,154,500			
道路新設改良事業	5,421,300			
交通安全施設整備事業	355,400			
橋りょう整備事業	1,051,500			
河川改修事業	1,363,600			
都市計画総務事業	184,500			
土地区画整理組合 指導事業	919,000			
市街地整備事業	114,400			
草薙駅周辺整備事業	50,900			
街路築造事業	781,100			
公園管理事業	98,700			
公園整備事業	684,300			
公営住宅建設事業	1,437,100			

動物園整備事業	18,900			
常備消防事業	11,400			
消防施設整備事業	975,800			
災害対策事業	582,700			
小学校建設事業	169,300			
中学校建設事業	696,900			
高等学校管理事業	227,800			
文化財保護事業	32,700			
図書館整備事業	105,700			
駿府城跡天守台 野外展示施設建設事業	400,500			
体育施設整備事業	227,700			
体育館整備事業	459,000			
総合運動場整備事業	14,000			
学校給食施設整備事業	95,000			
屋内運動場建設事業	265,500			
グラウンドゴルフ場 建設事業	212,900			
墓地災害復旧事業	23,700			
農業用施設 災害復旧事業	164,000			
林道災害復旧事業	206,000			
治山災害復旧事業	2,500			
漁港災害復旧事業	40,000			
山間地振興施設 災害復旧事業	10,000			
観光施設災害復旧事業	20,000			
道路橋りょう 災害復旧事業	1,455,600			
河川災害復旧事業	866,600			
公園災害復旧事業	100,000			
文化財災害復旧事業	138,400			
体育施設災害復旧事業	66,600			

特 別 会 計

議案第47号

令和8年度静岡市電気事業経営記念基金会計予算

令和8年度静岡市の電気事業経営記念基金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ791,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	財産収入	291,798
	1 財産運用収入	291,798
2	繰入金	500,000
	1 基金繰入金	500,000
3	繰越金	100
	1 繰越金	100
4	諸収入	2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		791,900

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	積立金	290,969
	1 積立金	290,969
2	諸支出金	500,831
	1 恩給費	831
	2 一般会計繰出金	500,000
3	予備費	100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		791,900

議案第48号

令和8年度静岡市土地区画整理清算金会計予算

令和8年度静岡市の土地区画整理清算金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	区画整理清算収入	2,599
	1 区画整理清算収入	2,599
2	繰越金	1
	1 繰越金	1
3	諸収入	400
	1 延滞金	399
	2 預金利子	1
	歳 入 合 計	3,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	諸支出金	3,000
	1 一般会計繰出金	3,000
	歳 出 合 計	3,000

令和8年度静岡市公共用地取得事業会計予算

令和8年度静岡市の公共用地取得事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,462,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	財産収入	1,156,800
	1 財産売払収入	1,156,800
2	繰入金	100
	1 他会計繰入金	100
3	諸収入	100
	1 預金利子	100
4	市債	4,305,000
	1 市債	4,305,000
歳 入 合 計		5,462,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	公共用地取得費	4,305,000
	1 公共用地取得費	4,305,000
2	諸支出金	1,156,800
	1 繰出金	1,156,800
3	予備費	200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		5,462,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
清水駅東口地区用地取得費	令和9年度	<p style="text-align: right;">1,245,000千円</p> <p>令和8年度に清水駅東口地区用地取得契約を締結し、その金額の一部を令和9年度に支払う。</p>

第3表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
清水駅東口地区 用地取得事業	千円 2,905,000	1 借入先 政府、銀行その他	7%以内	融通条件の定め のある資金につい ては、その融通条 件により、その他 の資金について は、相手方との協 定によるものとし る。 ただし、市財政 の都合により、据 置期間及び償還期 間を短縮し、若し くは繰上償還又は 借換をすることが できる。
道路用地取得事業	320,000	2 借入方法 普通貸借又は 債券発行	(ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率とする。)	
街路用地取得事業	1,080,000	3 借入時期 令和8年度 ただし、市財 政の都合によ り、起債額の全 部又は一部を翌 年度に繰り延べ て借り入れるこ とができる。		

議案第50号

令和8年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計予算

令和8年度静岡市の母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ384,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	繰越金	74,200
	1 繰越金	74,200
2	諸収入	310,500
	1 預金利子	10
	2 貸付金元利収入	296,300
	3 雑入	14,190
	歳 入 合 計	384,700

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	母子・父子・寡婦福祉資金費	384,700
	1 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	370,390
	2 諸費	14,310
	歳 出 合 計	384,700

議案第51号

令和8年度静岡市公債管理事業会計予算

令和8年度静岡市の公債管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,705,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	財産収入	404,600
	1 財産運用収入	404,600
2	繰入金	50,270,400
	1 他会計繰入金	38,865,800
	2 基金繰入金	11,404,600
3	諸収入	30,000
	1 預金利子	30,000
4	市債	21,000,000
	1 市債	21,000,000
歳 入 合 計		71,705,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	公債費	71,704,900
	1 公債費	71,704,900
2	予備費	100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		71,705,000

議案第52号

令和8年度静岡市競輪事業会計予算

令和8年度静岡市の競輪事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,336,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	競輪事業収入	42,751,147
	1 事業収入	42,751,147
2	財産収入	97,117
	1 財産運用収入	97,117
3	繰入金	140,052
	1 基金繰入金	140,052
4	繰越金	300,000
	1 繰越金	300,000
5	諸収入	47,684
	1 預金利子	9,553
	2 雑入	38,131
	歳 入 合 計	43,336,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	業務費	1,164,190
	1 業務費	1,164,190
2	開催費	41,661,810
	1 開催費	41,661,810
3	諸支出金	500,000
	1 一般会計繰出金	500,000
4	予備費	10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		43,336,000

令和8年度静岡市国民健康保険事業会計予算

令和8年度静岡市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67,319,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	国民健康保険料	13,441,760
	1 国民健康保険料	13,441,760
2	国民健康保険税	6
	1 国民健康保険税	6
3	一部負担金	1
	1 一部負担金	1
4	使用料及び手数料	7
	1 手数料	7
5	国庫支出金	13,234
	1 国庫補助金	13,234
6	県支出金	46,366,684
	1 県補助金	46,366,683
	2 財政安定化基金交付金	1
7	財産収入	23,775
	1 財産運用収入	23,775
8	繰入金	6,862,120
	1 他会計繰入金	5,736,500
	2 基金繰入金	1,125,620
9	繰越金	1
	1 繰越金	1
10	諸収入	496,812
	1 延滞金、加算金及び過料	54,391
	2 預金利子	10,200
	3 雑入	432,221
歳 入 合 計		67,204,400

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	1,776,360
	1 総務管理費	765,476
	2 徴収費	1,009,718
	3 運営協議会費	1,166
2	保険給付費	45,477,915
	1 療養諸費	39,165,654
	2 高額療養費	6,126,960
	3 移送費	461
	4 出産育児諸費	120,000
	5 葬祭費	44,000
	6 高額介護合算療養費	20,840
3	国民健康保険事業費納付金	18,950,310
	1 医療給付費分	12,926,819
	2 後期高齢者支援金等分	4,232,666
	3 介護納付金分	1,396,354
	4 子ども・子育て支援納付金分	394,471
4	財政安定化基金拠出金	1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5	保健事業費	518,271
	1 特定健康診査等事業費	423,885
	2 保健事業費	94,386
6	基金積立金	23,775
	1 基金積立金	23,775
7	公債費	883
	1 公債費	882
	2 財政安定化基金償還金	1

款	項	金 額
8 諸支出金		千円 456,884
	1 償還金及び還付加算金	441,954
	2 繰出金	14,930
9 予備費		1
	1 予備費	1
歳 出 合 計		67,204,400

第1表 歳入歳出予算（直営診療施設勘定）

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	診療収入	24,311
	1 外来収入	22,278
	2 その他の診療収入	2,033
2	使用料及び手数料	105
	1 使用料	4
	2 手数料	101
3	繰入金	89,530
	1 一般会計繰入金	74,600
	2 事業勘定繰入金	14,930
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	1,053
	1 雑入	1,053
歳 入 合 計		115,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 82,738
	1 施設管理費	82,685
	2 研究研修費	53
2 医業費		18,446
	1 医業費	18,446
3 公債費		13,316
	1 公債費	13,316
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		115,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険料納付通知書封入封緘等業務経費	令和9年度	19,000千円 令和8年度に国民健康保険料納付通知書封入封緘等業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
国民健康保険資格確認書封入封緘等業務経費	令和9年度	18,500千円 令和8年度に国民健康保険資格確認書封入封緘等業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
国民健康保険料納付通知書作成等業務経費	令和9年度	33,300千円 令和8年度に国民健康保険料納付通知書作成等業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
国民健康保険料コンビニエンスストア等収納代行業務経費	令和9年度	29,200千円 令和8年度に国民健康保険料コンビニエンスストア等収納代行業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
国民健康保険料督促状作成等業務経費	令和9年度	5,700千円 令和8年度に国民健康保険料督促状作成等業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
国民健康保険特定健康診査受診券封入封緘等業務経費	令和9年度	3,500千円 令和8年度に国民健康保険特定健康診査受診券封入封緘等業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。

議案第54号

令和8年度静岡市駐車場事業会計予算

令和8年度静岡市の駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ135,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	使用料及び手数料	79,392
	1 使用料	79,392
2	繰入金	55,600
	1 一般会計繰入金	55,600
3	繰越金	100
	1 繰越金	100
4	諸収入	608
	1 預金利子	1
	2 雑入	607
歳 入 合 計		135,700

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	業務費	135,321
	1 業務費	135,321
2	公債費	279
	1 公債費	279
3	予備費	100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		135,700

令和8年度静岡市介護保険事業会計予算

令和8年度静岡市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78,852,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	保険料	16,068,793
	1 介護保険料	16,068,793
2	国庫支出金	17,927,820
	1 国庫負担金	13,531,846
	2 国庫補助金	4,395,974
3	支払基金交付金	20,683,345
	1 支払基金交付金	20,683,345
4	県支出金	10,933,404
	1 県負担金	10,614,690
	2 県補助金	318,714
5	財産収入	15,330
	1 財産運用収入	15,330
6	繰入金	13,030,914
	1 一般会計繰入金	11,899,700
	2 基金繰入金	1,131,214
7	繰越金	172,000
	1 繰越金	172,000
8	諸収入	20,394
	1 延滞金、加算金及び過料	3,086
	2 預金利子	11,793
	3 雑入	5,515
歳 入 合 計		78,852,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	1,635,351
	1 総務管理費	1,274,447
	2 徴収費	21,407
	3 介護認定審査会費	337,737
	4 趣旨普及費	1,760
2	保険給付費	74,302,238
	1 介護サービス等諸費	69,213,198
	2 介護予防サービス等諸費	1,705,858
	3 その他諸費	57,987
	4 高額介護サービス等費	1,862,780
	5 特定入所者介護サービス等費	1,193,232
	6 高額医療合算介護サービス等費	269,183
3	地域支援事業費	2,418,759
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	2,085,747
	2 一般介護予防事業費	85,319
	3 包括的支援事業・任意事業費	242,824
	4 その他諸費	4,869
4	基金積立金	15,330
	1 基金積立金	15,330
5	公債費	2,477
	1 公債費	2,477
6	諸支出金	476,845
	1 償還金及び還付加算金	171,000
	2 繰出金	305,845
7	予備費	1,000
	1 予備費	1,000

款	項	金 額
	歲 出 合 計	千円 78,852,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介 護 保 険 料 コンビエンスストア等 収 納 代 行 業 務 経 費	令 和 9 年 度	<p style="text-align: right;">5,700千円</p> 令和8年度に介護保険料コンビニエンスストア等収納代行業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
介 護 保 険 料 特別徴収開始通知書 及び納入通知書 作成等業務経費	令 和 9 年 度	<p style="text-align: right;">8,300千円</p> 令和8年度に介護保険料特別徴収開始通知書及び納入通知書作成等業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。

議案第56号

令和8年度静岡市介護保険サービス会計予算

令和8年度静岡市の介護保険サービス会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ116,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	使用料及び手数料	38,245
	1 使用料	35,486
	2 手数料	2,759
2	繰入金	78,100
	1 一般会計繰入金	78,100
3	繰越金	500
	1 繰越金	500
4	諸収入	55
	1 預金利子	50
	2 雑入	5
歳 入 合 計		116,900

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	サービス費	116,400
	1 サービス事業費	116,400
2	予備費	500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		116,900

議案第 57 号

令和 8 年度静岡市中央卸売市場事業会計予算

令和 8 年度静岡市の中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 1 3, 4 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	使用料及び手数料	356,497
	1 使用料	356,497
2	財産収入	800
	1 財産運用収入	800
3	繰入金	166,495
	1 一般会計繰入金	128,800
	2 基金繰入金	37,695
4	繰越金	21,000
	1 繰越金	21,000
5	諸収入	168,608
	1 預金利子	247
	2 雑入	168,361
歳 入 合 計		713,400

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	711,400
	1 総務管理費	706,961
	2 業務費	4,439
2	予備費	2,000
	1 予備費	2,000
歳 出 合 計		713,400

議案第58号

令和8年度静岡市後期高齢者医療事業会計予算

令和8年度静岡市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,457,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	11,494,400
	1 後期高齢者医療保険料	11,494,400
2	繰入金	2,460,900
	1 一般会計繰入金	2,460,900
3	繰越金	460,600
	1 繰越金	460,600
4	諸収入	41,900
	1 延滞金、加算金及び過料	2,500
	2 預金利子	15,100
	3 他団体納入金	24,300
	歳 入 合 計	14,457,800

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	後期高齢者医療広域連合納付金	14,418,400
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	14,418,400
2	諸支出金	39,400
	1 償還金及び還付加算金	24,300
	2 繰出金	15,100
歳 出 合 計		14,457,800

令和8年度静岡市立静岡病院事業債管理事業会計予算

令和8年度静岡市の静岡市立静岡病院事業債管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ992,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	分担金及び負担金	692,500
	1 負担金	692,500
2	市債	300,000
	1 市債	300,000
歳 入 合 計		992,500

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	貸付金	300,000
	1 貸付金	300,000
2	公債費	692,500
	1 公債費	692,500
歳 出 合 計		992,500

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>静岡病院事業 貸付金</p>	<p>千円 300,000</p>	<p>1 借入先 銀行その他</p> <p>2 借入方法 普通貸借又は 債券発行</p> <p>3 借入時期 令和8年度</p> <p>ただし、市財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。</p>	<p>7%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)</p>	<p>融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については、相手方との協定によるものとする。</p> <p>ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。</p>

企 業 会 計

令和8年度静岡市簡易水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	6 3 4 戸
(2) 年 間 総 配 水 量	1 3 0, 1 6 2 m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	3 5 7 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 簡易水道事業収益	1 5 7, 7 9 4 千円
第1項 営 業 収 益	1 6, 7 9 8 千円
第2項 営 業 外 収 益	1 4 0, 9 9 6 千円

支 出

第1款 簡易水道事業費用	1 3 9, 4 0 0 千円
第1項 営 業 費 用	1 2 9, 9 6 3 千円
第2項 営 業 外 費 用	8, 9 3 7 千円
第3項 予 備 費	5 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額26,100千円は、当年度分損益勘定留保資金等8,706千円及び当年度利益剰余金処分額17,394千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	28,000千円
第1項 他 会 計 支 出 金	28,000千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	54,100千円
第1項 企 業 債 償 還 金	53,603千円
第2項 予 備 費	497千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 26,120千円

(他会計からの補助金)

第7条 簡易水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、100,022千円である。

(利益剰余金の処分)

第8条 当年度利益剰余金のうち、17,394千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 資本的収入額が支出額に不足する額に補てんする。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和8年度静岡市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数

一般病床 463床

(2) 患者数

年間延患者数

入院 93,842人 外来 140,937人

1日平均患者数

入院 257人 外来 578人

(3) 主要な建設改良事業

病棟改修事業 63,000千円

医療器械等購入 260,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院事業収益 11,546,900千円

第1項 医療収益 8,802,418千円

第2項 医療外収益 2,744,482千円

支出

第1款 病院事業費用 13,066,000千円

第1項 医療費用 12,782,373千円

第2項 医療外費用 282,627千円

第3項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額775,315千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額51,327千円及び当年度分損益勘定留保資金723,988千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	355,685千円
第1項 企業債	250,000千円
第2項 出資金	37,500千円
第3項 寄附金	1,000千円
第4項 貸付金返還金	4,185千円
第5項 基金繰入金	63,000千円

支 出

第1款 資本的支出	1,131,000千円
第1項 建設改良費	627,604千円
第2項 貸付金	70,500千円
第3項 企業債償還金	432,512千円
第4項 基金積立金	384千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器 整備事業	250,000千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券 発行 3 借入時期 令和8年度 ただし、事業進 ちよく又は財政 その他の都合に よ、起債額の全 部又は一部を翌 年度に繰り延べ て借り入れるこ とができる。	7%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 しの利率とす る。)	融通条件の定め のある資金につ いては、その融 通条件により、 その他の資金に ついては相手方 との協定による ものとする。 ただし、財政の 都合により据置 期間及び償還期 間を短縮し、若 しくは繰上償還 又は借換をする ことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,920,638千円

(2) 交際費 171千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
1,300,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,343,000千円と定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和8年度静岡市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	1,406戸
(2) 年間総処理水量	479,217m ³
(3) 一日平均処理水量	1,313m ³
(4) 主要な建設改良事業	
農業集落排水整備事業	130,989千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 農業集落排水事業収益	457,100千円
第1項 営 業 収 益	50,400千円
第2項 営 業 外 収 益	406,700千円

支 出

第1款 農業集落排水事業費用	442,600千円
第1項 営 業 費 用	411,441千円
第2項 営 業 外 費 用	30,159千円
第3項 予 備 費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額73,276千円は、当年度分損益勘定留保資金58,776千円及び当年度利益剰余金処分額14,500千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	191,024千円
第1項 企業債	38,500千円
第2項 国庫（県）支出金	40,054千円
第3項 他会計支出金	62,470千円
第4項 負担金	50,000千円

支 出

第1款 資本的支出	264,300千円
第1項 建設改良費	139,634千円
第2項 企業債償還金	124,666千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	38,500千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和8年度 ただし、事業進ちょく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 49,910千円

(他会計からの補助金)

第9条 農業集落排水事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、229,418千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち14,500千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 資本的収入額が支出額に不足する額に補てんする。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和8年度静岡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	317,912戸
(2) 年 間 総 配 水 量	78,732,325m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	215,705m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道整備費	7,218,038千円
導送配水管布設等	16,391m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	13,229,000千円
第1項 営業収益	12,544,058千円
第2項 営業外収益	671,492千円
第3項 特別利益	13,450千円

支 出

第1款 水道事業費用	11,117,000千円
第1項 営業費用	10,445,280千円
第2項 営業外費用	670,720千円
第3項 予 備 費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,805,000千円は、減債積立金1,588,581千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額628,553千円、過年度分損益勘定留保資金3,398,242千円及び当年度分損益勘定留保資金1,189,624千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	3,212,000千円
第1項 企業債	2,147,100千円
第2項 出資金	22,000千円
第3項 国庫（県）支出金	575,725千円
第4項 他会計支出金	148,027千円
第5項 負担金	119,148千円
第6項 その他資本的収入	200,000千円

支 出

第1款 資本的支出	10,017,000千円
第1項 建設改良費	7,416,475千円
第2項 企業債償還金	2,600,525千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
柳町取水場外水道施設修繕事業費	令和9年度	122,000千円
駿河区宮川・水上外配水管整備事業費	令和9年度	696,000千円
上下水道局庁舎ネットワーク機器再リース料経費	令和9年度	22,000千円
上下水道お客様サービスセンター電話交換機設置費	令和9～13年度	5,000千円
上下水道事業検針・収納業務経費	令和9～11年度	1,371,000千円
水道料金及び下水道使用料納入通知書作成業務経費	令和9年度	20,000千円
水道料金等クレジットカード収納委託業務経費	令和9～10年度	44,000千円
駿河区宮川・水上配水管撤去工事費	令和9年度	60,000千円
清水区庵原町送水管及び配水管布設替工事費	令和9年度	200,000千円
葵区牛妻・門屋導水管布設替工事費	令和9～11年度	2,550,000千円
上下水道施設台帳システム構築業務経費	令和9～11年度	181,000千円
清水谷津浄水場汚泥掻寄機更新工事費	令和9～10年度	455,000千円
門屋浄水場送水ポンプ更新工事費	令和9年度	198,000千円
柳町配水場配水ポンプ更新工事費	令和9年度	140,000千円
御門台配水場・吉原中継ポンプ場送水ポンプ更新工事費	令和9年度	33,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	2,147,100千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券 発行 3 借入時期 令和8年度 ただし、事業進 ちよく又は財政 その他の都合に よる、起債額の 全部又は一部 を翌年度に繰 り延べて借り 入れることが できる。	7%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 しの利率とす る。)	融通条件の定め のある資金につ いては、その融 通条件により、 その他の資金に ついては相手方 との協定による ものとする。 ただし、財政の 都合により据置 期間及び償還期 間を短縮し、若 しくは繰上償還 又は借換をする ことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,581,386千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
91,078千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、5,140千円と定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和8年度静岡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	276,454戸
(2) 年間総処理水量	144,897,386m ³
(3) 一日平均処理水量	396,979m ³
(4) 主要な建設改良事業	
下水道整備費	11,724,124千円
下水道管渠布設等	15,822m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	23,588,000千円
第1項 営業収益	17,490,096千円
第2項 営業外収益	6,097,904千円

支 出

第1款 下水道事業費用	22,563,000千円
第1項 営業費用	20,753,194千円
第2項 営業外費用	1,808,806千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,687,000千円は、減債積立金560,458千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額675,298千円、過年度分損益勘定留保資金3,307,510千円及び当年度分損益勘定留保資金4,143,734千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	12,365,000千円
第1項 企業債	8,427,600千円
第2項 出資金	456,000千円
第3項 国庫支出金	2,560,900千円
第4項 県支出金	1,343千円
第5項 他会計支出金	2,000千円
第6項 負担金	217,157千円
第7項 その他資本的収入	700,000千円

支 出

第1款 資本的支出	21,052,000千円
第1項 建設改良費	11,823,000千円
第2項 企業債償還金	9,229,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中島処理区外下水道管路施設新設事業費	令和9年度	400,000千円
高松処理区外下水道管路施設改築事業費	令和9年度	500,000千円
城北浄化センター脱水汚泥収集運搬・処分業務経費	令和9年度	83,000千円
中島浄化センター脱水汚泥収集運搬・処分業務経費	令和9年度	41,000千円
静清浄化センター外脱水汚泥収集運搬・処分業務経費	令和9年度	879,000千円
高橋雨水ポンプ場電気設備機能増設等工事費	令和9年度	200,000千円
大沢地区雨水渠築造その3工事費	令和9年度	500,000千円
大谷地区下水道築造その2工事費	令和9年度	160,000千円
上下水道施設台帳システム構築業務経費	令和9～11年度	195,000千円
高松浄化センター送風機設置業務経費	令和9年度	182,000千円
中島雨水ポンプ場No.5・6除塵機機械設備改築工事費	令和9年度	264,000千円
中島雨水ポンプ場No.5・6除塵機電気設備改築工事費	令和9年度	19,000千円
中島浄化センター返流水管改築工事費	令和9年度	192,000千円
中島浄化センター汚水ポンプ棟耐震化工事費	令和9～11年度	1,205,000千円
小鹿ポンプ場外電気設備等改築工事費	令和9年度	55,000千円
清水北部浄化センター自家発電設備改築工事費	令和9～10年度	537,000千円
清水南部浄化センター計測設備改築工事費	令和9年度	198,000千円
静清浄化センター水処理監視制御設備改築工事費	令和9～11年度	2,012,000千円
静清浄化センター水処理計測設備改築工事費	令和9～11年度	606,000千円
静清浄化センター継手耐震化工事費	令和9年度	156,000千円
浜田ポンプ場汚水ポンプ機械設備改築工事費	令和9～10年度	350,000千円
浜田ポンプ場汚水ポンプ電気設備改築工事費	令和9～10年度	79,000千円
浜田ポンプ場受変電設備改築工事費	令和9～10年度	421,000千円
マンホールポンプ設備耐水化改築工事費	令和9年度	51,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	8,427,600千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券 発行 3 借入時期 令和8年度 ただし、事業進 ちよく又は財政そ 他の都合により、起 債額の全部又は一 部を翌年度に繰り 延べて借り入れる ことができる。	7%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率とす る。)	融通条件の定め のある資金につい ては、その融通条 件により、その他 の資金については 相手方との協定に よるものとする。 ただし、財政の 都合により据置期 間及び償還期間を 短縮し、若しくは 繰上償還又は借換 をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流
 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の
 金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費
 の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,586,881千円

(2) 交 際 費 200千円

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

そ の 他 の 議 案

議案第65号

静岡市基本構想について

静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第1号）第15条第1項の規定に基づき、静岡市基本構想（令和4年12月16日策定）を廃止し、新たに静岡市基本構想を別冊のとおり定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

議案第66号

静岡市基本計画について

静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第1号）第15条第1項の規定に基づき、静岡市基本計画（令和4年12月16日策定）を廃止し、新たに静岡市基本計画を別冊のとおり定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市公文書等の管理に関する条例の制定について

静岡市公文書等の管理に関する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市公文書等の管理に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 公文書の管理（第5条—第13条）
- 第3章 特定重要公文書の保存、利用等（第14条—第30条）
- 第4章 静岡市公文書等管理審査会（第31条—第42条）
- 第5章 雑則（第43条—第48条）
- 第6章 罰則（第49条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の諸活動及び歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書等の適正な管理、特定重要公文書の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、本市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務を全うすることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 特定重要公文書

(3) 市立図書館（静岡市図書館条例（平成15年静岡市条例第273号）第2条第1項に規定する図書館及び同条第2項に規定する分館をいう。）、市が設置する博物館等において一般の利用に供することを目的として管理されているもの（前2号に掲げるものを除く。）

3 この条例において「重要公文書」とは、市政の重要事項に関わり、将来にわたって本市の諸活動及び歴史を跡付け又は検証する上で重要な公文書その他の文書であって規則で定めるものをいう。

4 この条例において「特定重要公文書」とは、重要公文書のうち、第9条第1項又は第5項の規定により市長に移管されたものをいう。

5 この条例において「公文書等」とは、公文書及び特定重要公文書をいう。

（他の法令等との関係）

第3条 公文書等の管理については、法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（実施機関の職員の責務）

第4条 実施機関の職員は、公文書等の適正な管理の重要性を認識し、この条例の定めるところに従い、その作成、整理、保存等を行わなければならない。

第2章 公文書の管理

（作成）

第5条 実施機関の職員は、第1条に規定する目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、規則で定める事項について、文書を作成しなければならない。

（公文書の整理等）

第6条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、規則で定

めるところにより、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

- 2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「公文書ファイル」という。）にまとめなければならない。
- 3 前項の場合において、実施機関は、規則で定めるところにより、当該公文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間（この項の規定により延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。）及び保存期間の満了する日（この項の規定により延長された場合にあつては、延長後の保存期間の満了する日。以下同じ。）を、規則で定めるところにより、延長することができる。
- 5 実施機関は、公文書ファイル及び単独で管理している公文書（以下「公文書ファイル等」という。）について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、重要公文書に該当するものにあつては市長への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

（保存）

第7条 実施機関は、公文書ファイル等について、当該公文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

- 2 前項の場合において、実施機関は、公文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

（公文書ファイル管理簿の作成及び公表）

第8条 実施機関は、公文書ファイルの管理を適切に行うため、規則で定めるところにより、公文書ファイルの分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日及び保存場所その他の必要な事項（静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）第7条に規定する非公開情報に該当するものを除く。）を記載した管理簿（以下「公文書ファイル管理簿」という。）を作成しなければならない。ただし、1年未満の保存期間が設定されたものについては、この限りでない。

2 実施機関は、公文書ファイル管理簿を公表しなければならない。

(移管又は廃棄)

第9条 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第6条第5項の規定による定めに基づき、市長に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により、保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該報告に係る公文書ファイル等に係る公文書が重要公文書に該当するか否かについて、静岡市公文書等管理審査会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、前項の意見を勘案し、第2項の報告に係る公文書ファイル等に係る公文書が重要公文書に該当すると認めるときは、当該公文書ファイル等を保有する実施機関に対し、市長への移管の措置をとるように求めることができる。

5 実施機関は、前項の規定による求めがあったときは、当該公文書ファイル等について、市長に移管しなければならない。

6 実施機関は、第1項又は前項の規定により市長に移管する公文書ファイル等について、第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして市長が利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、規則で定めるところにより、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の点検)

第10条 実施機関は、毎年度、公文書の管理の状況を点検し、必要な措置を講じなければならない。

(管理状況の報告等)

第11条 実施機関は、毎年度、公文書の管理の状況について市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(管理体制の整備)

第12条 実施機関は、規則で定めるところにより、公文書を適正に管理するために必要な体制を整備しなければならない。

(公文書管理規程)

第13条 実施機関は、公文書の管理が第5条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する規程（以下「公文書管理規程」という。）を制定しなければならない。

2 公文書管理規程には、公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 作成に関する事項
- (2) 整理に関する事項
- (3) 保存に関する事項
- (4) 公文書ファイル管理簿に関する事項
- (5) 移管又は廃棄に関する事項
- (6) 管理状況の点検に関する事項
- (7) 管理状況の報告に関する事項
- (8) 管理体制の整備に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

第3章 特定重要公文書の保存、利用等

(特定重要公文書の保存等)

第14条 市長は、特定重要公文書について、第25条の規定により廃棄される場合を除き、永久に保存しなければならない。

- 2 市長は、特定重要公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。
- 3 市長は、特定重要公文書に個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第17条において同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、特定重要公文書の適切な保存及び利用に資するため、規則で定めるところにより、特定重要公文書の分類、名称、移管をした実施機関の名称、移管を受けた時期その他必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(特定重要公文書の利用の請求)

第15条 何人も、この条例の定めるところにより、前条第4項の目録の記載に従い、市長に対して特定重要公文書の利用の請求（以下「利用請求」という。）をすることができる。

- 2 利用請求をしようとする者は、市長に対して、次の事項を記載した書面（以下「利用請求書」という。）を提出しなければならない。
 - (1) 利用請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
 - (2) 利用請求に係る前条第4項の目録に記載された特定重要公文書の名称
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 3 市長は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
- 4 何人も、利用請求の権利を濫用してはならない。
- 5 市長は、前項の利用請求の権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を却下するものとする。

（特定重要公文書の利用請求の取扱い）

第16条 市長は、利用請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならぬ。

（1）当該特定重要公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

- ア 静岡市情報公開条例第7条第1号に掲げる情報
- イ 静岡市情報公開条例第7条第2号に掲げる情報
- ウ 静岡市情報公開条例第7条第3号に掲げる情報
- エ 静岡市情報公開条例第7条第5号ア又はオに掲げる情報
- オ 静岡市情報公開条例第7条第6号に掲げる情報

（2）当該特定重要公文書の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は市長が修復作業等のために当該原本を現に使用している場合

- 2 市長は、利用請求に係る特定重要公文書が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定重要公文書が公文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定重要公文書に第9条第6項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。
- 3 市長は、第1項第1号に掲げる場合であっても、同号アからオまでに規定する情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（本人情報の取扱い）

第17条 市長は、前条第1項第1号アの規定にかかわらず、同号アに掲げる情報により識別される特定の個人（以下「本人」という。）から当該情報が記録されている特定重要公文書について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定重要公文書につき同号アに掲げる情報（本

人に関する個人情報に限る。)が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(特定重要公文書の利用請求に対する決定)

第18条 市長は、利用請求に係る特定重要公文書の全部又は一部の利用の決定をしたときは、利用請求者に対し、その旨(一部の利用の決定をした場合にあっては、その旨及びその理由)並びに利用させる日時及び場所その他利用に必要な事項を書面で通知しなければならない。

2 市長は、利用請求に係る特定重要公文書の全部を利用させない決定をしたときは、利用請求者に対し、その旨及びその理由を書面で通知しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する一部の利用の決定又は前項に規定する全部を利用させない決定をした場合において、当該特定重要公文書が期間の経過により利用させることができるようになることが明らかであるときは、その旨を前2項の書面に付記しなければならない。

(利用決定等の期限)

第19条 前条第1項及び第2項の決定(以下「利用決定等」という。)は、利用請求があった日(静岡市の休日を定める条例(平成15年静岡市条例第2号)第1条第1項の市の休日及び同日以外の日の午後5時15分より後に利用請求がなされた場合にあっては、翌開庁日をいう。)から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 利用請求に係る特定重要公文書が著しく大量であるため、利用請求があった日から起算して60日以内にその全てについて利用決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、市長は、利用請求に係る特定重要公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定重要公文書については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、市長は、第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの特定重要公文書について利用決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第20条 利用請求に係る特定重要公文書に国、独立行政法人等(公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第2条第2項に規定する独立行政法人等をいう。)、他の地方公共団

体、地方独立行政法人及び利用請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、市長は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定重要公文書の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 市長は、第三者に関する情報が記録されている特定重要公文書の利用をさせようとする場合であって、当該情報が静岡市情報公開条例第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定重要公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 市長は、特定重要公文書であって第16条第1項第1号ウに該当するものとして第9条第6項の規定により意見を付されたものについて利用決定をする場合には、あらかじめ、当該特定重要公文書を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定重要公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定重要公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、利用決定をするときは、利用決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、市長は、利用決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（特定重要公文書の利用の方法）

第21条 市長が特定重要公文書を利用させる場合には、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付の方法により、フィルム又は電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 市長は、前項の規定による閲覧の方法により特定重要公文書を利用させる場合において、当該特定重要公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

（費用負担）

第22条 この条例の規定による特定重要公文書の利用に係る手数料は、静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の規定にかかわらず、無料とする。

2 この条例の規定により特定重要公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要す

る費用の範囲内で規則で定める額を負担しなければならない。

- 3 この条例の規定により特定重要公文書（電磁的記録に限る。）を利用する者は、当該公文書の複写、複製等に要する費用の範囲内で規則で定める額を負担しなければならない。

（利用の促進）

第23条 市長は、特定重要公文書（第16条の規定により利用させることができるものに限る。）について、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（移管元実施機関による利用の特例）

第24条 特定重要公文書を移管した実施機関が市長に対してその所掌事務又は事業を遂行するために必要であるとして当該特定重要公文書について利用請求をした場合には、第16条第1項第1号及び第2号の規定は適用しない。

（特定重要公文書の廃棄）

第25条 市長は、特定重要公文書として保存されている文書がその重要性を失ったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

- 2 市長は、前項の規定により当該文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ、静岡市公文書等管理審査会の意見を聴かなければならない。

（保存及び利用の状況の公表）

第26条 市長は、特定重要公文書の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第27条 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は適用しない。

（審査会への諮問）

第28条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、市長は、速やかに、静岡市公文書等管理審査会に諮問をしなければならない。

（1）審査請求が不適法であり、却下する場合

（2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定重要公文書の全部を利用させることとする場合（当該特定重要公文書の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

- 2 前項の諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第29条 市長は、前条第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る特定重要公文書の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第30条 第20条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る利用決定等（利用請求に係る特定重要公文書の全部を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定重要公文書を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定重要公文書を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 静岡市公文書等管理審査会

(設置)

第31条 第28条第1項の諮問に応じ調査審議するため、静岡市公文書等管理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第9条第3項又は第25条第2項の意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公文書等の管理に関する重要事項について、市長に意見を述べること。

3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、公文書の管理に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の会長)

第32条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長は、審査会の会議の議長となる。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第33条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第34条 審査会は、必要があると認めるときは、市長に対し、利用決定等に係る特定重要公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された特定重要公文書の公開を求めることができない。

- 2 市長は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、市長に対し、利用決定等に係る特定重要公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は市長（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第35条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第36条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第37条 審査会は、第34条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続等の非公開)

第38条 第28条第1項の諮問に応じ審査会の行う調査審議に係る手続及び公文書は、公開しない。

(答申書の送付等)

第39条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(資料の提出等の求め)

第40条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、関係する実施機関に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(審査会の庶務)

第41条 審査会の庶務は、総務局総務課において処理する。

(市規則への委任)

第42条 この章に規定するもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(出資法人の文書の管理)

第43条 実施機関は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で規則で定めるものであって、その所管に属するものの保有する文書がこの条例の趣旨にのっとり、適正に管理されるよう、当該法人に対し必要な指導等の実施に努めるものとする。

(指定管理者の文書の管理)

第44条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって、本市が指定するものをいう。次項において同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、本市が設置する公の施設（同法第244条第1項の公の施設をいう。）の管理に関する文書を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項の文書が適正に管理されるよう、指定管理者に対し必要な指導等の実施に努めなければならない。

(職員に対する研修)

第45条 市長は、実施機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 実施機関の長は、当該実施機関の職員が前項の研修を受講するために必要な措置を講じなければならない。

(組織の見直しに伴う公文書等の適正な管理のための措置)

第46条 実施機関は、当該実施機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われることに伴いその管理する公文書等が実施機関以外の者の管理に属することとなる場合は、当該実施機関以外の者においてこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(電子化の推進)

第47条 実施機関の長は、第1条に規定する目的の達成に資するため、公文書等の電子化の推進に努めなければならない。

(委任)

第48条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第49条 第31条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第31条から第33条まで、第40条及び第41条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置の規則への委任)

2 令和9年4月1日までに実施機関が作成し、同日において現に保有している公文書の取扱いについては、規則で定める。

静岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

静岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）に係る法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定により条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規

定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない

い。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支

援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備

若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又

- は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市行政手続条例の一部改正について

静岡市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市行政手続条例の一部を改正する条例

静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「意見公募手続等」を「規則等を定める場合の一般原則」に改める。

第1条第1項中「並びに規則等を定める手続」を削り、「、共通する事項」を「共通する事項並びに規則等を定める場合の一般原則」に改め、同条第2項中「手続に」を「場合の一般原則に」に改める。

第2条第9号ア中「(以下これらを「規則」という。)」及び「(以下「告示」という。)」を削り、同号イ中「法令審査基準（」及び「をいう。以下同じ。)」を削り、同号ウ中「法令処分基準（」及び「をいう。以下同じ。)」を削る。

第3条第2項を削る。

第4条第2項を削る。

第15条第3項中「、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項前段中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「第1項」とあるのは「第22条第2項本文」と、同条第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第15条第1項第3号及び第4号」と、「当該措置を開始した日から2週間を経過したとき」とあるのは「当該措置を開始した日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

第29条前段中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「並びに」とあるのは「及び」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

第6章の章名を次のように改める。

第6章 規則等を定める場合の一般原則

第36条第1項中「規則等制定機関」を「規則等を定める機関（以下「規則等制定機関」という。）」に改める。

第37条から第42条までを次のように改める。

第37条から第42条まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第15条、第16条、第22条及び第29条の改正規定は、同年5月21日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の静岡市行政手続条例（以下「改正後の条例」という。）第15条第3項及び第4項、第16条第1項、第22条第3項並びに第29条の規定（他の条例において準用する場合を含む。）は、前項ただし書に定める日以後にする通知等について適用し、同日前

にした通知等については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 規則等制定機関は、附則第1項本文に定める日（以下「施行日」という。）の前日までに、この条例による改正前の静岡市行政手続条例（以下「改正前の条例」という。）第37条第1項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施した場合であって、その意見公募手続に関し改正前の条例第41条第1項又は第4項の規定による公示をしていないときは、施行日以後これらの規定の例により公示をしなければならない。
- 4 規則等制定機関は、施行日の前日までに、改正前の条例第37条第4項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合であって、その規則等に関し改正前の条例第41条第5項の規定による公示をしていないときは、施行日以後同項の規定の例により公示をしなければならない。

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年静岡市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表中

「

1 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（第3条第1号の外国人に係る生活保護に関する情報を含む。以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
--	--

を

<p>関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</p>	
---	--

」

「

<p>1 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（生活保護法に準じて行われる生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報を含む。以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
---	--

に、

」

「

<p>2 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務で</p>	<p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する情報（以下「老人福祉措置等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報（以下「健康増進事業関係情報」とい</p>

あつて規則で定めるもの	う。)であつて規則で定めるもの	を
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する情報（以下「感染症医療関係情報」という。）であつて規則で定めるもの	
	精神保健福祉法による診察、入院措置、費用の徴収又は退院等の請求に関する情報（以下「精神保健診察等関係情報」という。）であつて規則で定めるもの	
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であつて規則で定めるもの	

「

2 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する情報（以下「老人福祉措置等関係情報」という。）であつて規則で定めるもの	に、
	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報（以下「健康増進事業関係情報」という。）であつて規則で定めるもの	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する情報（以下「感染症医療関係情報」という。）であつて規則で定めるもの	
	精神保健福祉法による診察、入院措置、費用の徴収又は退院等の請求に関する情報（以下「精神保健診察等関係情報」という。）であつて規則で定めるもの	

」

「

3 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に準ずる生活に困窮する外国人に係る生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人法」という。）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報（以下「障害者総合支援関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	老人福祉措置等関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
	健康増進事業関係情報であって規則で定めるもの
	母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定	

を

	疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	感染症医療関係情報であって規則で定めるもの
	精神保健診察等関係情報であって規則で定めるもの
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

」

「

3 生活保護法による 保護の決定及び実施、 就労自立給付金の支給若しくは進学・就職 準備給付金の支給、被 保護者健康管理支援 事業の実施、保護に要 する費用の返還又は 徴収金の徴収に関す る事務に準ずる生活 に困窮する外国人に	老人福祉措置等関係情報であって規則で定めるもの
	健康増進事業関係情報であって規則で定めるもの
	感染症医療関係情報であって規則で定めるもの
	精神保健診察等関係情報であって規則で定めるもの

に、

係る生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	
--------------------------	--

」

「

4 中国残留邦人法による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	老人福祉措置等関係情報であって規則で定めるもの	を
	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの	
	健康増進事業関係情報であって規則で定めるもの	
	感染症医療関係情報であって規則で定めるもの	
	精神保健診察等関係情報であって規則で定めるもの	
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの	

」

「

4 中国残留邦人法による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	老人福祉措置等関係情報であって規則で定めるもの	に
	健康増進事業関係情報であって規則で定めるもの	
	感染症医療関係情報であって規則で定めるもの	
	精神保健診察等関係情報であって規則で定めるもの	

」

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部改正について

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成15年静岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「38万6,500円と5円18銭」を「41万9,000円と5円62銭」に改める。

第13条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「27万655円と28円35銭」を「29万3,440円と30円73銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

静岡市職員定数条例の一部改正について

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例

静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 議会の事務部局の職員 19人
- (2) 市長の事務部局の職員 4,121人

第2条第5号を次のように改める。

- (5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 3,373人

第2条第8号及び第9号を次のように改める。

- (8) 消防職員 1,058人
- (9) 企業職員 323人

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第12条中「介護時間」の次に「、子育て支援時間」を加える。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条を第21条とする。

第19条（見出しを含む。）中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て支援時間」に改め、同条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の4の次に次の1条を加える。

（子育て支援時間）

第17条 子育て支援時間は、職員が次に掲げる子の養育をするため、公務の運営に支障がない範囲で、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

（1）満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

（2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子で、満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

2 前項の規定による子育て支援時間の請求をしようとする職員は、1年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て支援時間を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

（1）1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき市規則で定める時間を超えない範囲内

- 3 前項の規定による申出をした職員は、市規則で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。
- 4 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、第1項の規定による休暇の請求をすることができる。
- 5 第16条の2第3項の規定は、子育て支援時間について準用する。
- 6 地方公務員の育児休業等に関する法律第5条及び第16条は、子育て支援時間について準用する。この場合において、「条例」とあるのは「規則」と読み替える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)
- 2 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。
第4条第3項第3号中「第19条」を「第20条」に改める。

静岡市職員の給与に関する条例の一部改正について

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職にあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職にあつては採用の日から15年以内、第3号に掲げる職にあつては採用の日から5年以内の期間、採用後市規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められるもので市規則で定めるもの 月額31万800円
- (2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められるもので市規則で定めるもの 月額3万円
- (3) 専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められるもの(前2号に掲げるものを除く。)で市規則で定めるもの 月額1万円

第18条第2項第1号及び第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、同条第6項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に、「)の」を「)及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び

利用形態が市規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(市規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年静岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を削り、同条第4項を削る。

第5条第2項中「検診・検査等業務手当は」の次に「、区役所」を加え、「保健福祉センター」を「保健センター」に改める。

別表中

「

国民健康保険等業務手当	日額800円の範囲内で市規則で定める額	を
市営住宅管理業務手当	日額 400円	

」

「

国民健康保険等業務手当	日額800円の範囲内で市規則で定める額	に
-------------	---------------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例第5条第2項の規定は、令和8年5月7日から施行する。

静岡市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

静岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第2条第1項第3号中「勤務場所」の次に「(常時勤務する勤務場所のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所」を加え、同項第5号を次のように改める。

(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

第2条第1項第6号中「配偶者」の次に「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(7) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他市規則で定める者(以下「旅行者等」という。)であって、本市と旅行役務提供契約(旅行者等が本市に対して旅行に係る役務その他市規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、本市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第2項各号列記以外の部分中「職員」の次に「、その配偶者若しくは子又はその遺族」を加え、同項第1号中「(免職を含む。)」を「、免職」に改め、同項第4号中「出張」の次に「又

は赴任」を加え、同号を同項第5号とし、同項第3号中「出張」の次に「又は赴任」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住(赴任前の居住地に旅行する場合に限る。)したときには、当該遺族

第3条第2項に次の2号を加える。

(6) 職員が出張又は赴任のため外国旅行中に死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族(配偶者及び子に限る。)がその死亡の日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(7) 出張又は赴任のため外国旅行中の職員の配偶者又は子が市規則で定める外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

第3条第3項中「市規則の定めるところにより」を削り、同条第4項中「第1号、第3号及び第4号」を「各号」に改め、同条第5項中「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)」及び「その出発前に」を削り、「)され」を「)を受け」に、「において」を「その他市規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「となった」を「となる金額又は支出を要する」に改め、同条第6項中「交通機関の事故又は」を削り、同条に次の1項を加える。

7 第1項から第3項までに規定する場合において、本市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項から第3項までの規定中「任命権者」を「旅行命令権者」に改め、同条第4項本文中「任命権者」を「旅行命令権者」に、「これを変更」を「その変更を」に、「記載し、これを当該旅行者に提示」を「記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知」に改め、同項ただし書中「し、これを提示」を「又は記録をし、これを通知」に、「口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる」を「この限りでない」に改め、同条第5項中「任命権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した」を「前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をし、これを通知しなかった」に改め、「場合には、」の次に「できるだけ」を加え、「を記載し、これを当該旅行者に提示」を「の記載又は記録をし、これを当該旅行者に通知」に改める。

第5条第1項中「任命権者」を「旅行命令権者」に改め、同条第2項中「した後、」の次に「で

きるだけ」を加え、「任命権者」を「旅行命令権者」に改める。

第6条を削る。

第7条中「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により」を「旅行に要する実費を弁償するためのものとして市規則で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって」に改め、同条を第6条とする。

第8条から第10条までを削る。

第11条第1項中「とする者」を「とするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」に、「当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者」という。）」を「市長」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

第11条第3項中「支払担当者」を「市長」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 市長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する過払金を返納しなかった場合には、市長がその後においてその者に対し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。
- 5 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第11条を第7条とする。

第2章及び第3章を削る。

「第4章 雑則」を削る。

第35条第1項中「任命権者」を「旅行命令権者」に、「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合」を「本市以外の者から旅費の支給を受ける場合」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第9条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく市規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこれに基づく市規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市規則で定める。

第36条を削る。

第37条中「この条例」の次に「に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例」を加え、同条を第10条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の静岡市職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行及び旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行及び旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が当該旅行命令等を変更する旅行については、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例（平成15年静岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条中「静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号）」を「静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第42号）」に改める。

(静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年静岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条中「静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号）」の次に「並びに静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第42号）」を加える。

別表中「静岡市職員等の旅費に関する条例」を「静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則」に改める。

(静岡市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

5 静岡市証人等の実費弁償に関する条例（平成15年静岡市条例第45号）の一部を次のように

改正する。

第2条中「別表に定めるところによる」を「静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第42号）の規定による6級の職務にある者に支給する旅費相当額とする」に改める。

別表を削る。

（静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

- 6 静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成15年静岡市条例第288号）の一部を次のように改正する。

第7条中「静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号）」の次に「及び静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第42号）」を加える。

（静岡市水防団条例の一部改正）

- 7 静岡市水防団条例（平成15年静岡市条例第291号）の一部を次のように改正する。

第14条中「静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号）」を「静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第42号）」に改める。

第15条中「静岡市職員等の旅費に関する条例」の次に「並びに静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第42号）」を加える。

（静岡市井川財産区議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 8 静岡市井川財産区議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年静岡市条例第304号）の一部を次のように改正する。

第4条中「種類」を「種目」に、「静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号。以下「旅費条例」という。）」を「静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第42号）」に改める。

第5条中「旅費条例」を「静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則」に改める。

（静岡市両河内財産区議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 9 静岡市両河内財産区議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年静岡市条例第309号）の一部を次のように改正する。

第4条中「種類」を「種目」に、「静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号。以下「旅費条例」という。）」を「静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第42号）」に改める。

第5条中「旅費条例」を「静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則」に改める。

議案第77号

静岡市手数料条例の一部改正について

静岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

放課後児童健全育成事業	8月及び3月以外の月	児童1人1月につき 7,500円 (7月における21日以後の利用 のみの場合は、2,600円)	を
	8月	児童1人につき 12,000円	
	3月	児童1人につき 10,000円	

」

「

放課後児童健全育成事業	8月及び3月以外の月	児童1人1月につき 9,000円 (7月における21日以後の利用 のみの場合は、3,000円)	に
	8月	児童1人につき 16,000円	
	3月	児童1人につき 13,000円	

」

改める。

別表第4中

「

病院開設許可申請	1件につき 41,000円
----------	---------------

」

診療所開設許可申請	1件につき 18,000円
病院検査	1件につき 43,000円 (実地検査を伴わない場合は 22,000円)
助産所開設許可申請	1件につき 11,000円
診療所検査	1件につき 22,000円 (実地検査を伴わない場合は 11,000円)
助産所検査	1件につき 16,000円 (実地検査を行わない場合は 8,000円)
受胎調節実地指導員指定証の交付	1件につき 4,000円
受胎調節実地指導員標識の交付	1件につき 3,100円
受胎調節実地指導員指定証の訂正	1件につき 2,400円
受胎調節実地指導員指定証の再交付	1件につき 2,800円
受胎調節実地指導員標識の再交付	1件につき 2,500円
死体保存許可申請	1件につき 3,400円
衛生検査所登録申請	1件につき 80,000円 (変更の場合は61,000円)
衛生検査所登録証明書の書換え	1件につき 8,200円
衛生検査所登録証明書の再交付	1件につき 8,200円
薬局開設許可申請	1件につき 29,000円 (更新の場合は11,000円)

を

病院開設許可申請	1件につき 41,600円
診療所開設許可申請	1件につき 18,600円
病院検査	1件につき 44,500円 (実地検査を伴わない場合は 22,300円)

助産所開設許可申請	1件につき 11,200円
診療所検査	1件につき 22,300円 (実地検査を伴わない場合は 11,200円)
助産所検査	1件につき 16,400円 (実地検査を行わない場合は 8,200円)
受胎調節実地指導員指定証の交付	1件につき 3,800円
受胎調節実地指導員標識の交付	1件につき 3,000円
受胎調節実地指導員指定証の訂正	1件につき 2,200円
受胎調節実地指導員指定証の再交付	1件につき 2,500円
受胎調節実地指導員標識の再交付	1件につき 1,900円
死体保存許可申請	1件につき 3,500円
衛生検査所登録申請	1件につき 80,500円 (変更の場合は61,300円)
衛生検査所登録証明書の書換え	1件につき 8,300円
衛生検査所登録証明書の再交付	1件につき 8,300円
薬局開設許可申請	1件につき 29,600円 (更新の場合は11,500円)

に、

医薬品販売業許可申請	1件につき 29,000円 (更新の場合は11,000円)
------------	----------------------------------

を

医薬品販売業許可申請	1件につき 29,600円 (更新の場合は11,500円)
------------	----------------------------------

に、

薬局製造販売医薬品の製造販売業許可申請	1件につき 7,500円
---------------------	--------------

を

	(更新の場合は4,000円)
--	----------------

薬局製造販売医薬品の製造販売業許可申請	1件につき 7,600円 (更新の場合は4,100円)	に、
---------------------	--------------------------------	----

薬局製造販売医薬品の製造業許可申請	1件につき 11,000円 (更新の場合は5,600円)	を
-------------------	---------------------------------	---

薬局製造販売医薬品の製造業許可申請	1件につき 11,100円 (更新の場合は5,600円)	に、
-------------------	---------------------------------	----

高度管理医療機器等の販売業及び貸与業許可申請	1件につき 29,000円 (更新の場合は11,000円)	を
------------------------	----------------------------------	---

高度管理医療機器等の販売業及び貸与業許可申請	1件につき 29,600円 (更新の場合は11,500円)	に、
------------------------	----------------------------------	----

毒物劇物販売業登録申請	1件につき 14,700円 (更新の場合は6,400円)	を
毒物劇物販売業登録票の書換え	1件につき 2,400円	

毒物劇物販売業登録申請	1件につき 14,800円 (更新の場合は6,500円)	に、
-------------	---------------------------------	----

毒物劇物販売業登録票の書換え	1 件につき 2,500円
----------------	---------------

建築物清掃業登録申請	1 件につき 35,000円
建築物空気環境測定業登録申請	1 件につき 35,000円
建築物空気調和用ダクト清掃業登録申請	1 件につき 35,000円
建築物飲料水水質検査業登録申請	1 件につき 35,000円
建築物飲料水貯水槽清掃業登録申請	1 件につき 35,000円
建築物排水管清掃業登録申請	1 件につき 35,000円
建築物ねずみ昆虫等防除業登録申請	1 件につき 35,000円
建築物環境衛生総合管理業登録申請	1 件につき 45,000円
興行場営業許可申請	1 件につき 22,000円
仮設興行場営業許可申請	1 件につき 11,000円
理容所、美容所又はクリーニング所開設検査	1 件につき 16,000円
旅館業許可申請	1 件につき 22,000円
旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請	1 件につき 7,400円
浴場業許可申請	1 件につき 22,000円
温泉採取許可申請	1 件につき 35,000円
温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認申請	1 件につき 7,400円
可燃性天然ガスの濃度についての確認申請	1 件につき 7,400円
温泉の採取のための施設等の変更許可申請	1 件につき 24,000円
温泉利用許可申請	1 件につき 35,000円
温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認申請	1 件につき 7,400円
ふぐ営業所登録申請	1 件につき 3,410円
ふぐ営業所登録済証の書換え	1 件につき 2,240円
ふぐ営業所登録済証の再交付	1 件につき 3,210円
飲食店営業許可申請	1 件につき 16,000円 (更新の場合は12,800円)

調理の機能を有する自動販売機による調理販売営業許可申請	1 件につき 9,600円 (更新の場合は7,680円)
食肉販売業許可申請	1 件につき 9,600円 (更新の場合は7,680円)
魚介類販売業許可申請	1 件につき 9,600円 (更新の場合は7,680円)
魚介類競り売り営業許可申請	1 件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
集乳業許可申請	1 件につき 9,600円 (更新の場合は7,680円)
乳処理業許可申請	1 件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
特別牛乳搾取処理業許可申請	1 件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
食肉処理業許可申請	1 件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
食品の放射線照射業許可申請	1 件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
菓子製造業許可申請	1 件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)
アイスクリーム類製造業許可申請	1 件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)
乳製品製造業許可申請	1 件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
清涼飲料水製造業許可申請	1 件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
食肉製品製造業許可申請	1 件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
水産製品製造業許可申請	1 件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)

を

氷雪製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
液卵製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
食用油脂製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
みそ又はしょうゆ製造業許可申請	1件につき 16,000円 (更新の場合は12,800円)
酒類製造業許可申請	1件につき 16,000円 (更新の場合は12,800円)
豆腐製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)
納豆製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)
麺類製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)
そうざい製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)

建築物清掃業登録申請	1件につき 35,500円
建築物空気環境測定業登録申請	1件につき 35,500円
建築物空気調和用ダクト清掃業登録申請	1件につき 35,500円
建築物飲料水水質検査業登録申請	1件につき 35,500円
建築物飲料水貯水槽清掃業登録申請	1件につき 35,500円
建築物排水管清掃業登録申請	1件につき 35,500円
建築物ねずみ昆虫等防除業登録申請	1件につき 35,500円
建築物環境衛生総合管理業登録申請	1件につき 45,500円
興行場営業許可申請	1件につき 22,900円
仮設興行場営業許可申請	1件につき 11,300円

理容所又は美容所開設検査	1 件につき 17,400円
クリーニング所開設検査	1 件につき 16,600円
旅館業許可申請	1 件につき 23,000円
旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請	1 件につき 7,600円
浴場業許可申請	1 件につき 23,000円
温泉採取許可申請	1 件につき 36,000円
温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認申請	1 件につき 7,600円
可燃性天然ガスの濃度についての確認申請	1 件につき 7,700円
温泉の採取のための施設等の変更許可申請	1 件につき 24,600円
温泉利用許可申請	1 件につき 35,300円
温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認申請	1 件につき 7,600円
ふぐ営業所登録申請	1 件につき 3,500円
ふぐ営業所登録済証の書換え	1 件につき 2,300円
ふぐ営業所登録済証の再交付	1 件につき 3,300円
飲食店営業許可申請	1 件につき 16,100円 (更新の場合は12,800円)
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請	1 件につき 9,700円 (更新の場合は7,700円)
食肉販売業許可申請	1 件につき 9,700円 (更新の場合は7,700円)
魚介類販売業許可申請	1 件につき 9,700円 (更新の場合は7,700円)
魚介類競り売り営業許可申請	1 件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)
集乳業許可申請	1 件につき 9,700円 (更新の場合は7,700円)
乳処理業許可申請	1 件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)

に、

特別牛乳搾取処理業許可申請	1 件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)
食肉処理業許可申請	1 件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)
食品の放射線照射業許可申請	1 件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)
菓子製造業許可申請	1 件につき 14,100円 (更新の場合は11,200円)
アイスクリーム類製造業許可申請	1 件につき 14,100円 (更新の場合は11,200円)
乳製品製造業許可申請	1 件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)
清涼飲料水製造業許可申請	1 件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)
食肉製品製造業許可申請	1 件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)
水産製品製造業許可申請	1 件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)
冰雪製造業許可申請	1 件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)
液卵製造業許可申請	1 件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)
食用油脂製造業許可申請	1 件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)
みそ又はしょうゆ製造業許可申請	1 件につき 16,100円 (更新の場合は12,800円)
酒類製造業許可申請	1 件につき 16,100円 (更新の場合は12,800円)
豆腐製造業許可申請	1 件につき 14,100円 (更新の場合は11,200円)

納豆製造業許可申請	1 件につき 14,100円 (更新の場合は11,200円)
麺類製造業許可申請	1 件につき 14,100円 (更新の場合は11,200円)
そうざい製造業許可申請	1 件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)

」

「

冷凍食品製造業許可申請	1 件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
-------------	-----------------------------------

を

」

「

冷凍食品製造業許可申請	1 件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)
-------------	-----------------------------------

に、

」

「

漬物製造業許可申請	1 件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)
密封包装食品製造業許可申請	1 件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
食品の小分け業許可申請	1 件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)
添加物製造業許可申請	1 件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)

を

」

「

漬物製造業許可申請	1 件につき 14,100円 (更新の場合は11,200円)
密封包装食品製造業許可申請	1 件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)

に、

食品の小分け業許可申請	1 件につき 14,100円 (更新の場合は11,200円)
添加物製造業許可申請	1 件につき 21,100円 (更新の場合は16,800円)

」

「

死亡獣畜取扱場設置許可申請（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第8条において準用する場合を含む。）	1 件につき 16,800円
化製場設置許可申請	1 件につき 25,200円

を

」

「

死亡獣畜取扱場設置許可申請（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第8条において準用する場合を含む。）	1 件につき 17,200円
化製場設置許可申請	1 件につき 25,900円

に

」

改める。

別表第7中

「

建築物に関する 確認申請又は計 画通知（長期優 良住宅建築等計 画、低炭素建築 物新築等計画及 び建築物エネル ギー消費性能向 上計画の審査の 申出を含む。以	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	10,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	18,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	28,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	38,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	68,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メ	96,000円

下同じ。)	一ト以下であるもの	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	210,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	360,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	660,000円
建築設備等に関する確認申請又は計画通知	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合	18,000円
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	10,000円
	小荷物専用昇降機を設置する場合	9,000円
	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合	6,000円
	工作物を築造する場合	17,000円
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	9,000円
建築物（特定工程に係るものを除く。）に関する完了検査申請又は完了通知	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	15,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	18,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	24,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	33,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	55,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	74,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	171,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メー	244,000円

を

	トル以下であるもの	
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	449,000円
特定工程に係る	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	14,000円
建築物に関する	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	16,000円
完了検査申請又は完了通知	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	22,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	31,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	52,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	69,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	161,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	234,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	439,000円
建築設備等に関する	建築設備を設置する場合	26,000円
完了検査申請又は完了通知	小荷物専用昇降機を設置する場合	18,000円
	工作物を築造する場合	21,000円
建築物に関する	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	14,000円
中間検査申請又は特定工程の完了通知	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	16,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	22,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	30,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	50,000円

床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	68,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	145,000円
床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	204,000円
床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	391,000円

「

建築物に関する確認申請又は計画通知（長期優良住宅建築等計画、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の審査の申出を含む。以下同じ。）	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	11,000円
		その他の場合	14,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	19,000円
		その他の場合	29,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	25,000円
		その他の場合	40,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下であるもの		53,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの		76,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの		134,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの		148,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの		307,000円

	一ト以下であるもの		
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの		407,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの		657,000円
建築設備等に関する確認申請又は計画通知	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合		18,000円
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合		10,000円
	小荷物専用昇降機を設置する場合		9,000円
	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合		6,000円
	工作物を築造する場合		17,000円
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合		9,000円
建築物（特定工程に係るものを除く。）に関する完了検査申請又は完了通知	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	13,000円
		その他の場合	19,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	18,000円
		その他の場合	28,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	25,000円
		その他の場合	40,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下であるもの		55,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの		60,000円

	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの		74,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの		83,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの		153,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの		281,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの		575,000円
特定工程に係る建築物に関する完了検査申請又は完了通知	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	12,000円
		その他の場合	18,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	17,000円
		その他の場合	27,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	23,000円
		その他の場合	38,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下であるもの		53,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの		58,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの		71,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの		78,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの		143,000円	

に

	一ト以下であるもの		
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの		271,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの		565,000円
建築設備等に関する完了検査申請又は完了通知	建築設備を設置する場合		26,000円
	小荷物専用昇降機を設置する場合		18,000円
	工作物を築造する場合		21,000円
建築物に関する中間検査申請又は特定工程の完了通知	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	13,000円
		その他の場合	19,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	17,000円
		その他の場合	28,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	24,000円
		その他の場合	39,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下であるもの		54,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの		56,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの		62,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの		68,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの		117,000円	
床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの		210,000円	

	トル以下であるもの	
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	414,000円

」

改め、同表中「要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請」を「要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率及び各部分の高さの特例許可申請」に、「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市国民健康保険条例の一部改正について

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項を次のように改める。

保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（政令第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第8条第2項中「又は」を「、」に改め、「介護納付金賦課額」の次に「又は子ども・子育て支援納付金賦課額」を加える。

第11条第1号中「100分の6.08」を「100分の6.73」に改め、同条第2号中「24,900円」を「29,400円」に改める。

第14条中「66万円」を「67万円」に改める。

第18条の次に次の4条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第18条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する

18歳以上被保険者（政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定についての準用）

第18条の3 第10条の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「第18条の2」と、「被保険者」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課被保険者」と、「次条」とあるのは「第18条の4」と読み替えるものとする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第18条の4 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- （1）所得割 100分の0.28
- （2）被保険者均等割 被保険者1人について1,700円
- （3）18歳以上被保険者均等割 被保険者1人について100円

（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）

第18条の5 第18条の2の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第22条第1項中「若しくは第15条」を「、第15条の額若しくは第18条の2」に改め、「若しくは同条第3項各号」を「、同条第3項各号若しくは同条第4項各号」に改め、「第23条の3第1項（同条第3項）の次に「又は第4項」を加え、「第23条の4第1項各号（同条第3項又は第4項）」を「第23条の4第1項各号（同条第3項から第5項まで）」に、「若しくは同条第2項各号（同条第3項又は第4項）」を「、同条第2項各号（同条第3項から第5項まで）」に、「含む。」に定める額の算定」を「含む。」に定める額若しくは第23条の5に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第15条」を「、第15条の額若しくは第18条の2」に、「若しくは同条第3項各号に定める額、第23条の3第1項（同条第3項）」を「、同条第3項各号若しくは同条第4項各号に定める額、第23条の3第1項（同条第3項及び第4項）」に、「又は第4項」を「から第5項まで」に、「に定める額の」を「若しくは第23条の5に定める額の」に改める。

第23条第1項第1号中「並びに第3項」を「、第3項並びに第4項」に改め、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第4項中「前項第1号」を「第3項第1号」に改め、「10分の2を乗じて得た額」の次に「並びに前項第1号の当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額、同項第2号の当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被

保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額及び同項第3号の当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 次の各号に掲げる世帯主に対して課する保険料のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第18条の2の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第18条の5の額を超える場合は、第18条の5の額）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料の賦課期日（当該保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合においては、その発生した日）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯の世帯主 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象となるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象となるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料の賦課期日（当該保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合においては、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯の世帯主であつて前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象となるものの数を乗じて得た額とイに掲

げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象となるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に57万円に当該年度の保険料の賦課期日(当該保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合においては、その発生した日)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯の世帯主であつて前2号に該当する者以外のものアに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象となるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象となるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

第23条の2第1項中「及び前条第1項」を「、第14条の2、第16条及び第18条の3並びに前条第1項、同条第2項において準用する同条第1項、同条第3項及び第4項」に改める。

第23条の3に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。

この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第18条の4」と、第2項第1号中「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第4項各号」と読み替えるものとする。

第23条の4第1項中「政令第29条の7第5項第8号」を「政令第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に改め、同条第2項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中

「後期高齢者支援金等賦課額」との次に「、「第9条」とあるのは「第14条の2において読み替えて準用する第9条」とを加え、「66万円」を「67万円」に改め、同条第4項中「介護納付金賦課額」との次に「、「第9条」とあるのは「第15条」とを加え、「66万円」を「67万円」に改め、同条第9項中「第6項」を「第7項」に、「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「及び前項」を「から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。

この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第9条」とあるのは「第18条の2」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第10条」とあるのは「第18条の3」と、「第11条」とあるのは「第18条の4」と、「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第4項各号において読み替えて準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

第23条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第23条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第18条の4の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の保険料率に相当する額(第23条第4項、第23条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項及び第2項、第23条の4第5項の規定により読み替えられた同条第1項及び第2項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

第31条の2中「被保険者均等割額」の次に「、18歳以上被保険者均等割額」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保

険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

静岡市介護保険条例の一部改正について

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例

静岡市介護保険条例（平成15年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、保険料を減額又は免除する必要があると認める場合は、この限りでない。

附則第18項中「に所得税法第28条第1項に規定する給与所得」を「に給与所得（所得税法第28条第1項に規定する給与所得をいう。附則第21項から附則第23項までにおいて同じ。）」に改める。

附則に次の3項を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 21 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において静岡市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において静岡市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により静岡市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項から附則第23項までにおいて同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第14条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政

令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該額が零を下回る場合には、零とする。以下「合計所得金額」という。)とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

22 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第14条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該額が零を下回る場合には、零とする。以下「合計所得金額」という。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

23 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第14条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2

第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該額が零を下回る場合には、零とする。以下「合計所得金額」という。)とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市東海道広重美術館条例の一部改正について

静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市東海道広重美術館条例（平成20年静岡市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第7条及び第8条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第10条中「第12条第2項の」を「別表第2に定める」に、「指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければ」を「納付しなければ」に改める。

第12条第2項中「及び特別観覧に係る特別観覧料（以下これらを）」を「（以下）」に改め、同条第3項中「及び別表第2」を削る。

第16条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

別表第2中「第12条関係」を「第10条関係」に改め、「の限度額」を削る。

第2条 静岡市東海道広重美術館条例の一部を次のように改正する。

第7条及び第8条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第10条中「別表第2に定める」を「第12条第2項の」に、「納付しなければ」を「指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければ」に改める。

第12条第2項中「（以下）」を「及び特別観覧に係る特別観覧料（以下これらを）」に改め、同条第3項中「別表第1」の次に「及び別表第2」を加える。

第16条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2）特別観覧の許可に関すること。

別表第2中「第10条関係」を「第12条関係」に、「特別観覧料」の次に「の限度額」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項から附則第5項までの規定 公布の日

(2) 第1条の規定 令和8年6月1日

(3) 第2条の規定 令和9年4月1日

(経過措置)

2 前項第2号に定める日前から引き続いて同日以後の期間に係る特別観覧の許可を受けた者は、同日において、同期間に係る第1条の規定による改正後の静岡市東海道広重美術館条例第7条の許可を受けたものとみなす。この場合において、同条例第10条の規定は、当該許可を受けたものとみなされた者には適用しない。

3 附則第1項第3号に定める日前から引き続いて同日以後の期間に係る特別観覧の許可を受けた者は、同日において、同期間に係る第2条の規定による改正後の静岡市東海道広重美術館条例第7条の許可を受けたものとみなす。この場合において、同条例第10条の規定は、当該許可を受けたものとみなされた者には適用しない。

(施行前の準備)

4 附則第1項第2号に定める日以後の期間に係る第1条の規定による改正後の静岡市東海道広重美術館条例の規定による特別観覧の許可の手続、使用料の徴収その他の行為は、同日前においてもこれを行うことができる。

5 附則第1項第3号に定める日以後の期間に係る第2条の規定による改正後の静岡市東海道広重美術館条例の規定に基づく利用料金の設定、特別観覧の許可の手続、利用料金の收受その他の行為は、同日前においてもこれを行うことができる。

静岡市体育館条例の一部改正について

静岡市体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市体育館条例の一部を改正する条例

静岡市体育館条例（平成15年静岡市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「静岡市由比体育館に」を「静岡市蒲原体育館及び静岡市由比体育館（以下「市直営体育館」という。）に」に、「静岡市由比体育館以外」を「市直営体育館以外」に改める。

第 5 条第 1 項ただし書及び同条第 3 項並びに第 6 条第 1 項中「静岡市由比体育館」を「市直営体育館」に改める。

第 8 条中「静岡市由比体育館」を「市直営体育館」に改め、「別表第 1」の次に「及び別表第 1 の 2」を加える。

第 10 条及び第 10 条の 2 中「静岡市由比体育館」を「市直営体育館」に改める。

第 16 条第 1 項及び第 2 項中「静岡市由比体育館」を「市直営体育館」に改め、同条第 3 項中「別表第 7」を「別表第 6」に改める。

第 18 条第 1 項及び第 2 項及び第 20 条第 1 号から第 3 号までの規定中「静岡市由比体育館」を「市直営体育館」に改める。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 の 2（第 8 条関係）

静岡市蒲原体育館の使用料

時間区分	午前	午後 1	午後 2	夜間 1	夜間 2
	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 3 時まで	午後 3 時 から午後 5 時まで	午後 5 時 から午後 7 時まで	午後 7 時 から午後 9 時まで

専用利用	アマチュ	一般	3,120円	2,080円	2,080円	2,600円	3,120円
	アスポー ツ又はレ クリエー ションに 利用する 場合	生徒等及 び70歳以 上の者	2,190円	1,460円	1,460円	1,830円	2,200円
	その他の場合		15,600円	10,400円	10,400円	13,000円	15,600円

備考

- 1 「専用利用」とは、競技会その他これに類する催しにおいて、施設を専用で利用することをいう。
- 2 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 3 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 4 2以上の時間区分を連続して利用する場合の使用料の額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 5 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後1時までの時間を利用する場合の当該時間の使用料の額は、この表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額とする。
- 6 第4条第2項の規定により開館時間を変更した場合の当該変更した時間に係る使用料の額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、午前6時から午前9時までにあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までにあつてはこの表の夜間2の区分における金額の2分の1に相当する額とする。
- 7 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料の額は、この表による使用料の額の3倍の額とする。
- 8 第5条第3項の規定により休館日を変更した日に利用する場合の使用料の額は、この表による使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 9 静岡市蒲原体育館の一部を専用利用する場合において、その利用面積が2分の1に満

たないときの使用料の額は、この表による使用料の額の2分の1に相当する額とする。

10 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間を含む。

11 特殊の電気設備をした場合は、電気料に相当する額の実費を別に徴収する。

12 使用料の額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

別表第7を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の静岡市体育館条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項の規定により指定管理者から静岡市蒲原体育館の利用の許可を受けている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に改正後の静岡市体育館条例（以下「新条例」という。）第6条第1項の規定により市長から静岡市蒲原体育館の使用の許可を受けたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第10条の2の規定による施行日以後の利用に係る静岡市蒲原体育館の利用料金を指定管理者に支払っている者は、当該利用に係る新条例第8条の使用料を納付することを要しない。

議案第 8 2 号

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部改正について

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例（平成15年静岡市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

東豊田中学校グラウンド夜間照明施設 （テニスコート部分を除く。）	静岡市駿河区国吉田五丁目23番 1 号
東豊田中学校グラウンド夜間照明施設 （テニスコート部分に限る。）	静岡市駿河区国吉田六丁目1518番地の 2

を

「

東豊田中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区国吉田五丁目23番 1 号
-------------------	---------------------

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市博物館条例の一部改正について

静岡市博物館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市博物館条例の一部を改正する条例

静岡市博物館条例（平成15年静岡市条例第275号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市立登呂博物館及び静岡市立芹沢銈介美術館条例

第 1 条を次のように改める。

第 1 条 静岡市は、静岡市立登呂博物館及び静岡市立芹沢銈介美術館（以下これらを「登呂博物館等」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
静岡市立登呂博物館	静岡市駿河区登呂五丁目10番5号
静岡市立芹沢銈介美術館	

第 2 条を削る。

第 3 条第 3 項中「静岡市立登呂博物館及び静岡市立芹沢銈介美術館（以下これらを「登呂博物館等」という。）」を「登呂博物館等」に改め、同条を第 2 条とする。

第 4 条を第 3 条とし、第 5 条から第 15 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市地域福祉交流プラザ条例の一部改正について

静岡市地域福祉交流プラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市地域福祉交流プラザ条例の一部を改正する条例

静岡市地域福祉交流プラザ条例(平成16年静岡市条例第74号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

第3条ただし書中「第13条の規定による指定を受けて交流プラザの管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削る。

第4条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削る。

第5条、第6条、第10条及び第11条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第13条から第18条までを削り、第19条を第13条とする。

別表中

「

第2会議室	1,030円	1,270円	1,270円	2,310円	2,550円	3,590円
第3会議室	1,030円	1,270円	1,270円	2,310円	2,550円	3,590円

を

」

「

第2会議室	1,030円	1,270円	1,270円	2,310円	2,550円	3,590円
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の静岡市地域福祉交流プラザ条例第5条の規定によるこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に係る利用許可を受けている者は、施行日において、この条例による改正後の静岡市地域福祉交流プラザ条例第5条の規定による許可を受けたものとみなす。

静岡市立こども園条例の一部改正について

静岡市立こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市立こども園条例の一部を改正する条例

静岡市立こども園条例（平成26年静岡市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中

「

静岡市立和田島こども園	静岡市清水区和田島694番地の 1
静岡市立蒲原西部こども園	静岡市清水区蒲原中566番地の 1

を

」

「

静岡市立和田島こども園	静岡市清水区和田島694番地の 1
-------------	-------------------

に、

」

「

静岡市立入山こども園	静岡市清水区由比入山1964番地
静岡市立由比こども園	静岡市清水区由比377番地の 1

を

」

「

静岡市立入山こども園	静岡市清水区由比入山1964番地
------------	------------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

静岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正について

静岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年静岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「に、」の次に「法第10条の5若しくは」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第2条 静岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第13条第1項」を「第13条」に改め、「第30条の3」の次に「及び法第30条の13」を加え、同条第2号中「第30条の3」の次に「及び法第30条の13」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第3号中「又は法第24条第2項」を「、法第24条第2項又は法第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の次に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

静岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

静岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年静岡市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出し中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「条件」を「要件」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 10 条の見出し及び同条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 13 条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 16 条第 6 号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第 7 号中「開始、」を「開始及び」に、「及び利用」を「その他の利用」に改める。

第 18 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 20 条第 3 項中「係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第 22 条の次に次の 1 条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第 22 条の 2 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前 2 条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 について

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第 8 号)
の一部を次のように改正する。

第28条第 2 項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第30条第 1 項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(2) の 2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第 5 条の 2 の 8 に規定すること
も家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有
する者

第30条第 1 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改める。

第38条第 1 項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(2) の 2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第38条第 1 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改める。

第39条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(4) の 2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第58条第 2 項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第59条第 1 項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(2) の 2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第59条第 1 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改める。

第60条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(3) の 2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第68条第4項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第69条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第69条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第76条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第77条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第77条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第78条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第79条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 について

静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和6年静岡市条例第74号)
の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第1項中「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)」を削る。

第21条第1項中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)第5条の2の8
に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第21条第2項中「児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)別表」を「省令別表第一」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市資源循環啓発施設条例の一部改正について

静岡市資源循環啓発施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市資源循環啓発施設条例の一部を改正する条例

静岡市資源循環啓発施設条例（平成25年静岡市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第5条の表を次のように改める。

区分	休館日
静岡市沼上資源 循環学習プラザ	(1) 土曜日及び日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
静岡市西ケ谷資 源循環体験プラ ザ	(1) 月曜日及び火曜日（これらの日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日又は月曜日若しくは火曜日でない日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 施設の運営に必要な電力の確保に支障がある日として市長が別に定める日

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第91号

静岡市斎場条例の一部改正について

静岡市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市斎場条例の一部を改正する条例

静岡市斎場条例（平成15年静岡市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第3条中「午前9時から午後5時」を「静岡市静岡斎場及び静岡市清水斎場にあつては午前9時から午後5時までとし、静岡市庵原斎場にあつては午前10時30分から午後4時30分」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市環境影響評価条例の一部改正について

静岡市環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市環境影響評価条例の一部を改正する条例

静岡市環境影響評価条例（平成27年静岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第53条第2項中「市長は」の次に「、県条例第8条第2項」を、「第36条第6項」の次に「、県条例第37条の2第2項、県条例第38条第1項、県条例第44条第2項及び県条例第45条第6項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市環境影響評価条例第53条の規定は、この条例の施行の日以後静岡県知事から意見を求められた法対象事業等に係る市長の意見形成の手續について適用し、同日前までに静岡県知事から意見を求められた法対象事業等に係る市長の意見形成の手續については、なお従前の例による。

静岡市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

静岡市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

静岡市農業集落排水処理施設条例（平成15年静岡市条例第205号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

	人数割額	1人につき	385円	を
--	------	-------	------	---

」

「

	人数割額	1人世帯は1人につき	385円	に
		2人世帯は1人につき	530円	
		3人世帯は1人につき	530円	
		4人世帯は1人につき	530円	
		5人世帯は1人につき	530円	
		6人世帯は1人につき	530円	
		7人世帯は1人につき	500円	
		8人世帯は1人につき	500円	
		9人以上の世帯は1人につき	490円	

」

改める。

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。

静岡市中央卸売市場業務条例の一部改正について

静岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

静岡市中央卸売市場業務条例（令和2年静岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中

屋上駐車場使用料	自動車1台につき 月額 2,000円	を
----------	--------------------	---

」

駐車場使用料	1区画につき 月額 2,000円	に
--------	------------------	---

」

改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 面積に係る使用料並びに青果低温卸売場使用料、東側水産低温卸売場使用料、西側水産低温卸売場使用料、保冷施設使用料、製氷機使用料、水産配送センター使用料及び駐車場使用料については、この表の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）とする。
- 来場者用駐車場は、無料とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第95号

静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正について

静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例
静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（平成15年静岡市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「に規定する特定用途」の次に「(共同住宅を除く。)」を加え、同条第5号中「に規定する特定部分」の次に「(共同住宅の用途に供する部分を除く。)」を加える。

第9条中「建築物の構造」を「交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして建築物の構造」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例及び静岡市自転車等駐車場条例の一部改正について

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例及び静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例及び静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

(静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例(令和7年静岡市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の改正規定中「静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場及び」を削る。

別表第1の改正規定中

「

静岡市黒金町東第2自転車等駐車場	静岡市葵区黒金町57番地の1
静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場	静岡市葵区東静岡一丁目2番30号

を

」

「

静岡市黒金町東第2自転車等駐車場	静岡市葵区黒金町57番地の1
------------------	----------------

に

」

改める。

別表第2の改正規定中

「

静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場	午前4時30分から翌日の午前零時30分まで
------------------	-----------------------

を

静岡市用宗駅自転車等駐車場	終日（午前零時から午後12時までをいう。以下同じ。）
---------------	----------------------------

」

「

静岡市用宗駅自転車等駐車場	終日（午前零時から午後12時までをいう。以下同じ。）
---------------	----------------------------

に

」

改める。

（静岡市自転車等駐車場条例の一部改正）

第2条 静岡市自転車等駐車場条例（平成15年静岡市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「6月」を「3月」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第2条の規定による改正後の静岡市自転車等駐車場条例第15条第3項の規定は、令和8年4月1日以後に処分する旨の告示を行った自転車等に適用し、同日前に改正前の処分する旨の告示を行った自転車等については、なお従前の例による。

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部改正について

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部を改正する条例

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例（平成20年静岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

井川線		3台（9人乗り）	静岡市葵区横沢	静岡市葵区田代
-----	--	----------	---------	---------

を

「

井川線		3台（9人乗り） 及び1台（4人 乗り）	静岡市葵区横沢	静岡市葵区田代
-----	--	----------------------------	---------	---------

に

改める。

第5条第2項中「無料」を「前項の運賃の額の2分の1の額」に改め、同項第1号中「受けている者」の次に「及びその付添人（当該身体障害者手帳の交付を受けている者1人につき1人に限る。）」を加え、同項第2号中「受けている者」の次に「及びその付添人（当該精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者1人につき1人に限る。）」を加え、同項第3号中「者」の次に「及びその付添人（当該療育手帳の交付を受けている者1人につき1人に限る。）」を加え、同項第4号中「小学校」を「中学校」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者の運賃は、無料とする。

(1) 小学校の就学の始期に達していない者

(2) 静岡市立井川小学校の児童又は静岡市立井川中学校の生徒であって通学のために有償自動車を利用するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認める者

第7条の見出し中「回数乗車券等」を「定期乗車券」に改め、同条第1項中「井川線にあつては別表第3に定める回数乗車券を、両河内線にあつては通学のために有償自動車を利用する小学校の児童又は中学校の生徒に限り別表第4」を「別表第3」に改め、同条第2項を削る。

別表第2の1井川線の表を次のように改める。

1 井川線

区分	降車する停留所						
	横沢	富士見峠	大日	井川駅前、 西山平、公 民館前、井 川小中学 校入口、井 川小中学内 校前、井川 本村、中 野、南アル プスユネ スコエコ パーク井 川ビジタ ーセンタ ー、診療所 又は渡船 場	井川大橋、 中山、大 島、北小跡 入口、田代 又は小河	白樺荘	
乗 車 す る	横沢		400円	600円	800円	1,000円	1,200円
	富士見峠	400円		400円	600円	800円	1,000円
	大日	600円	400円		400円	600円	800円
	井川駅前、西山平、公	800円	600円	400円	200円	400円	600円

停留所	民館前、井川小中学校入口、井川小中学校前、井川本村、中野、南アルプスユネスコエコパーク井川ビジターセンター、診療所又は渡船場						
	井川大橋、中山、大島、北小跡入口、田代又は小河内	1,000円	800円	600円	400円	200円	400円
	白樺荘	1,200円	1,000円	800円	600円	400円	

備考 有償自動車から道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の路線に乗り継ぐ者及び当該路線から有償自動車に乗り継ぐ者の運賃の額は、この表の運賃の額から150円を減じた額とする。ただし、第5条第2項の規定による場合を除く。

別表第2の2両河内線（1）但沼系統の表中「200円」を「300円」に改め、同表備考1を削り、同表備考2中「他の」を「有償自動車の他の」に改め、「この表の運賃の額から」及び「を減じた額」を削り、同表備考2を同表備考とし、同2両河内線（2）大平系統の表中「200円」を「300円」に改め、同表備考1を削り、同表備考2中「他の」を「有償自動車の他の」に改め、「この表の運賃の額から」及び「を減じた額」を削り、同表備考2を同表備考とし、同2両河内線（3）板井沢系統の表中「200円」を「300円」に改め、同表備考1を削り、同表備考2中「他の」を「有償自動車の他の」に改め、「この表の運賃の額から」及び「を減じた額」を削り、同表備考2を同表備考とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条関係）

1 井川線

運賃の額	金額			
	1箇月	3箇月	4箇月	6箇月
片道100円	4,200円	12,600円	16,800円	25,200円
片道200円	8,400円	25,200円	33,600円	50,400円

片道250円	10,500円	31,500円	42,000円	63,000円
片道300円	12,600円	37,800円	50,400円	75,600円
片道400円	16,800円	50,400円	67,200円	100,800円
片道450円	18,900円	56,700円	75,600円	113,400円
片道500円	21,000円	63,000円	84,000円	126,000円
片道600円	25,200円	75,600円	100,800円	151,200円
片道650円	27,300円	81,900円	109,200円	163,800円
片道800円	33,600円	100,800円	134,400円	201,600円
片道850円	35,700円	107,100円	142,800円	214,200円
片道1,000円	42,000円	126,000円	168,000円	252,000円
片道1,050円	44,100円	132,300円	176,400円	264,600円
片道1,200円	50,400円	151,200円	201,600円	302,400円

備考 第5条第2項の規定により運賃の額が定められる場合又は別表第2の1井川線の表備考の規定の適用により運賃が減額される場合は、これらの場合における運賃の額をこの表の運賃の額として適用する。

2 両河内線

運賃の額	金額			
	1 箇月	3 箇月	4 箇月	6 箇月
片道150円	4,200円	12,600円	16,800円	25,200円
片道200円	5,600円	16,800円	22,400円	33,600円
片道300円	8,400円	25,200円	33,600円	50,400円
片道400円	11,200円	33,600円	44,800円	67,200円

備考 第5条第2項の規定により運賃の額が定められる場合又は別表第2の2両河内線(1)但沼系統の表備考、同両河内線(2)大平系統の表備考若しくは同両河内線(3)板井沢系統の表備考の適用を受け運賃が減額される場合は、これらの場合における運賃の額をこの表の運賃の額として適用する。

別表第4を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に発行された回数乗車券を有する者は、同日以後に当該回数乗車券を使用して有償自動車を利用することができる。
- 3 回数乗車券により第5条第1項又は第2項の運賃を納付する場合において、当該回数乗車券の額と当該運賃の額に差額が生じても、当該差額は、返還しない。

静岡ヘリポート条例の一部改正について

静岡ヘリポート条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡ヘリポート条例の一部を改正する条例

静岡ヘリポート条例（平成15年静岡市条例第239号）の一部を次のように改正する。

第26条を第27条とし、第17条から第25条までを1条ずつ繰り下げる。

第16条中「利用の許可」を「第5条第1項、第12条第1項若しくは第13条第1項の規定による許可」に、「利用の条件」を「その条件」に改め、同条第2号中「第5条第2項」の次に「、第12条第2項又は第13条第2項」を加え、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第12条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第11条の次に次の1条を加える。

（構内営業）

第12条 ヘリポートで営業しようとする者は、規則で定める場合を除き、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第283号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中

「

静岡市牧之原消防署	牧之原市波津191番地1	牧之原市の区域のうち大江、大沢、大沢一丁目、大寄、男神、片浜、鬼女新田、黒子、西山寺、相良、汐見台、菅ヶ谷、須々木、中西、西萩間、波津、波津一丁目、波津二丁目、波津三丁目、東萩間、蛭ヶ谷、福岡、松本、女神、和田、落居、笠名、地頭方、地頭方一丁目、新庄、堀野新田、白井の一部及び牧之原の一部の区域
静岡市吉田消防署	榛原郡吉田町住吉1386番地の5	牧之原市の区域のうち静岡市牧之原消防署の管轄区域以外の区域及び榛原郡吉田町の区域

を

」

「

静岡市牧之原消防署	牧之原市波津191番地1	牧之原市の区域
静岡市吉田消防署	榛原郡吉田町住吉1386番地の5	榛原郡吉田町の区域

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「1万円」に改め、同号ただし書中「1万4,500円」を「1万5,000円」に改め、同条第3項中「100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号まで」を「433円を、第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円
分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円
部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた静岡市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、

同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第101号

静岡市水防団条例の一部改正について

静岡市水防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市水防団条例の一部を改正する条例

静岡市水防団条例（平成15年静岡市条例第291号）の一部を次のように改正する。

第5条中「2,413人」を「1,534人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第102号

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波喬司

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年静岡市条例第298号）の一部を
次のように改正する。

第2条第3項中「管理職手当」の次に「、初任給調整手当」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

（初任給調整手当）

第4条の2 初任給調整手当は、上下水道局管理規程で定める職員に対して支給する。

第20条第1項中「第5条」を「第4条の2、第5条」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市水道事業給水条例の一部改正について

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

静岡市水道事業給水条例（平成15年静岡市条例第299号）の一部を次のように改正する。

第26条の表を次のように改める。

基本料金		従量料金（使用水量1立方メートルにつき）						
メーターの 口径	金額	10立 方メ ートル ま での 分	10立 方メ ートル を 超え 20立 方メ ートル ま での 分	20立 方メ ートル を 超え 50立 方メ ートル ま での 分	50立 方メ ートル を 超え 100立 方メ ートル ま での 分	100立 方メ ートル を 超え 500立 方メ ートル ま での 分	500立 方メ ートル を 超え 1,000 立方メ ートル ま での 分	1,000 立方メ ートル を 超え る分
13ミリメ ートル	889円 90銭	66円	127円 60銭	193円 60銭	226円 60銭	249円 70銭	267円 30銭	270円 60銭
20ミリメ ートル								
25ミリメ ートル	1,430円							

30ミリメートル	3,746円 60銭						
40ミリメートル							
50ミリメートル	8,934円 20銭						
75ミリメートル	17,681 円 40銭						
100ミリメートル	31,662 円 40銭						
150ミリメートル	80,169 円						
200ミリメートル	10銭						

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市水道事業給水条例第26条の規定は、令和8年6月分として徴収する水道料金（この条例の施行の日以後に水道の使用を開始した場合に係る水道料金に限る。）及び同年7月分として徴収する水道料金から適用し、同年6月分以前の月分として徴収する水道料金（この条例の施行の日以後に水道の使用を開始した場合に係る水道料金を除く。）については、なお従前の例による。

静岡市下水道条例の一部改正について

静岡市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市下水道条例の一部を改正する条例

静岡市下水道条例（平成15年静岡市条例第301号）の一部を次のように改正する。

第12条の表を次のように改める。

区分		金額
基本使用料		1,129円70銭
従量使用料 (排出量1立方メートルにつき)	0立方メートルを超え10立方メートルまでの分	38円50銭
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	148円50銭
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	204円60銭
	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	224円40銭
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	244円20銭
	100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	264円
	200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	278円30銭
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	300円30銭
	1,000立方メートルを超える分	314円60銭

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市下水道条例第12条の規定は、令和8年6月分として徴収する下水道使用料（この条例の施行の日以後に下水道の使用を開始した場合に係る下水道使用料に限る。）及び同年7月分として徴収する下水道使用料から適用し、同年6月分以前の月分

として徴収する下水道使用料（この条例の施行の日以後に下水道の使用を開始した場合に係る下水道使用料を除く。）については、なお従前の例による。

議案第105号

静岡市交通安全対策会議条例の廃止について

静岡市交通安全対策会議条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市交通安全対策会議条例を廃止する条例

静岡市交通安全対策会議条例（平成15年静岡市条例第109号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第106号

静岡市交通遺児等福祉手当条例の廃止について

静岡市交通遺児等福祉手当条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市交通遺児等福祉手当条例を廃止する条例

静岡市交通遺児等福祉手当条例（平成15年静岡市条例第152号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和7年度の後期の区分の手当の支給については、なお従前の例による。

議案第107号

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の廃止について

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例を廃止する条例

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例（平成16年静岡市条例第76号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

静岡市西ケ谷総合運動場の指定管理者の指定について

静岡市西ケ谷総合運動場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	静岡市西ケ谷総合運動場 静岡市葵区西ケ谷8番地の1
指定管理者	(所在地) 静岡市駿河区曲金三丁目1番10号 (名称) 公益財団法人静岡市スポーツ協会 (代表者名) 会長 小長谷 重之
指 定 期 間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

参考資料

公益財団法人静岡市スポーツ協会の概要

設 立 昭和23年3月27日

基本財産 3億6,816万3,296円

目 的 静岡市におけるスポーツの普及・振興を図り、スポーツ精神を培い、市民の健康・体力づくりの推進に関する事業を行い、もって健康で豊かな市民生活の育成に寄与することを目的とする。

事業実績 指定管理事業の実績

静岡市西ケ谷総合運動場など9施設

静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション

静岡市清水総合運動場の指定管理者の指定について

静岡市清水総合運動場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	静岡市清水総合運動場 静岡市清水区清開二丁目1番1号
指 定 管 理 者	(所在地) 静岡市駿河区曲金三丁目1番10号 (名称) 公益財団法人静岡市スポーツ協会 (代表者名) 会長 小長谷 重之
指 定 期 間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

参考資料

公益財団法人静岡市スポーツ協会の概要

設 立 昭和23年3月27日

基本財産 3億6,816万3,296円

目 的 静岡市におけるスポーツの普及・振興を図り、スポーツ精神を培い、市民の健康・体力づくりの推進に関する事業を行い、もって健康で豊かな市民生活の育成に寄与することを目的とする。

事業実績 指定管理事業の実績

静岡市清水総合運動場など9施設

静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション

静岡市中央体育館及び静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーションの指定管理者の指定について

静岡市中央体育館及び静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーションの指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の名称及び所在地	静岡市中央体育館 静岡市葵区駿府町2番80号 静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション 静岡市葵区駿府町2番80号
指定管理者	(所在地) 静岡県三島市寿町1番25号第一ビルディング1階 (名称) しずおかスポーツマネジメントグループ (代表者名) 代表者 シンコーススポーツ株式会社 静岡支店 支店長 原田 隆正
指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

参考資料

しずおかスポーツマネジメントグループの概要

設 立 令和7年11月28日

<構成員>

1 シンコーススポーツ株式会社 静岡支店 支店長 原田 隆正

所 在 地 静岡県三島市寿町1番25号 第一ビルディング1階

設 立 昭和53年11月2日

資 本 金 5,000万円

業 務 内 容 指定管理者制度に基づく公の施設の運営、維持管理業務等

自治体が公募する施設運営管理業務、及び各種施設の総合管理業務等
各種法令等に基づく公共施設等の設置、運営、維持管理業務等（PFI、
Park-PFIを含む） 他

事業実績 指定管理事業の実績
袋井市総合体育館
牧之原市多目的体育館
静岡県富士水泳場 他

2 株式会社VELTEXスポーツエンタープライズ 代表取締役社長 松永 康太

所在地 静岡県静岡市葵区宮前町107番地

設立 平成30年9月4日

資本金 9,000万円

業務内容 各種スポーツ競技の興行並びにチームの運営
スポーツビジネスに関する企画、コンサルティング
スポーツ選手のマネジメント及びプロモート業務 他

業務実績 その他事業の実績
ベルテックス静岡の運営
東静岡アート&スポーツ/ヒロバの管理運営 他

3 静岡ビル保善株式会社 代表取締役 石井 宏司

所在地 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目23番9号

設立 昭和41年5月2日

資本金 2,000万円

業務内容 不動産管理業
清掃業
清掃用品の製造販売 他

事業実績 指定管理事業の実績
駿府城公園「東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園及び茶室」
静岡県富士水泳場
浜松市新橋体育センター 他

議案第 1 1 1 号

静岡市東部体育館、静岡市北部体育館、静岡市南部体育館及び静岡市長田体育館の指定管理者の指定について

静岡市東部体育館、静岡市北部体育館、静岡市南部体育館及び静岡市長田体育館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

管理を行わせる施設の名称及び所在地	静岡市東部体育館 静岡市葵区東千代田二丁目 3 番 1 号 静岡市北部体育館 静岡市葵区松富四丁目 1 4 番 1 号 静岡市南部体育館 静岡市駿河区曲金三丁目 1 番 3 0 号 静岡市長田体育館 静岡市駿河区鎌田 5 7 4 番地の 1
指 定 管 理 者	(所 在 地) 静岡市駿河区曲金三丁目 1 番 1 0 号 (名 称) 公益財団法人静岡市スポーツ協会 (代表者名) 会長 小長谷 重之
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

参考資料

公益財団法人静岡市スポーツ協会の概要

設 立 昭和 2 3 年 3 月 2 7 日

基本財産 3 億 6, 8 1 6 万 3, 2 9 6 円

目 的 静岡市におけるスポーツの普及・振興を図り、スポーツ精神を培い、市民の健康・体力づくりの推進に関する事業を行い、もって健康で豊かな市民生活

の育成に寄与することを目的とする。

事業実績

指定管理事業の実績

静岡市東部体育館など9施設

静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション

静岡市城北運動場、静岡市清水長崎新田スポーツ広場、静岡市有度山総合公園運動施設テニスコート及び静岡市有度山総合公園運動施設ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定について

静岡市城北運動場、静岡市清水長崎新田スポーツ広場、静岡市有度山総合公園運動施設テニスコート及び静岡市有度山総合公園運動施設ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の名称及び所在地	静岡市城北運動場 静岡市葵区大岩町1番20号 静岡市清水長崎新田スポーツ広場 静岡市清水区長崎新田207番地 静岡市有度山総合公園運動施設テニスコート 静岡市駿河区小鹿1883番地の4 静岡市有度山総合公園運動施設ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場 静岡市駿河区小鹿2106番地
指定管理者	(所在地) 東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4 (名称) 三幸株式会社 (代表者名) 代表取締役 橋本 有史
指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

参考資料

三幸株式会社の概要

設 立 昭和30年4月22日

資本金	1億円
業務内容	ビルメンテナンス業務の経営に関するコンサルティング 建物の総合保守管理及び各種清掃、環境保全等に関する請負 造園、緑化工事及び同管理の請負並びに道路、公園等屋外施設の清掃業務 他
事業実績	指定管理事業の実績 静岡市城北運動場など4施設 浜松市浜北総合体育館など7施設 浜松市サンライフ浜北など4施設 他

静岡市清水ナショナルトレーニングセンターの指定管理者の指定について

静岡市清水ナショナルトレーニングセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	静岡市清水ナショナルトレーニングセンター 静岡市清水区山切1487番地の1
指 定 管 理 者	(所在地) 静岡市葵区七間町12番4 (名称) 公益財団法人静岡市まちづくり公社 (代表者名) 理事長 青野 志能生
指 定 期 間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

参考資料

公益財団法人静岡市まちづくり公社の概要

設 立 昭和16年7月17日

基本財産 3億8,630万円

目 的 まちづくり支援事業、スポーツ・健康増進事業、文化教養事業、コミュニティーの場の提供等を通じて、健やかで文化的な市民生活の向上と快適な地域社会の実現を図り、もって生き生き暮らせる静岡市の創造に寄与することを目的とする。

事業実績 指定管理事業の実績

静岡市清水ナショナルトレーニングセンターなど4施設

静岡市ふれあい健康増進館

静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション 他

静岡市清水庵原球場の指定管理者の指定について

静岡市清水庵原球場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	静岡市清水庵原球場 静岡市清水区庵原町3000番地
指定管理者	(所在地) 静岡市葵区七間町12番4 (名称) まちづくり公社・ハヤテ223共同事業体 (代表者名) 代表者 公益財団法人静岡市まちづくり公社 理事長 青野 志能生
指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

参考資料

まちづくり公社・ハヤテ223共同事業体の概要

設 立 令和7年11月21日

<構成員>

1 公益財団法人静岡市まちづくり公社 理事長 青野 志能生

所 在 地 静岡市葵区七間町12番4

設 立 昭和16年7月17日

基本財産 3億8,630万円

目 的 まちづくり支援事業、スポーツ・健康増進事業、文化教養事業、コミュニティーの場の提供等を通じて、健やかで文化的な市民生活の向上と快適な地域社会の実現を図り、もって生き生き暮らせる静岡市の創造に寄与することを目的とする。

事業実績 指定管理事業の実績

静岡市清水庵原球場など4施設

静岡市ふれあい健康増進館

静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション 他

2 ハヤテ223株式会社 代表取締役 杉原 行洋

所在地 静岡市清水区平川地20番2号

設立 令和5年4月6日

資本金 5,500万円

業務内容 商業

スポーツ事業 他

事業実績 その他事業の実績

ハヤテベンチャーズ静岡の運営

静岡市中央福祉センターの指定管理者の指定について

静岡市中央福祉センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	静岡市中央福祉センター 静岡市葵区城内町 1 番 1 号
指 定 管 理 者	(所 在 地) 静岡市葵区城内町 1 番 1 号 (名 称) 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会 (代表者名) 会長 三重野 隆志
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

参考資料

社会福祉法人静岡市社会福祉協議会の概要

設 立 平成 1 5 年 4 月 1 日

基本財産 1 億 9, 0 1 1 万 7, 8 9 6 円

目 的 静岡市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

事業実績 指定管理事業の実績

静岡市中央福祉センター

静岡市清水社会福祉会館

静岡市地域福祉交流プラザ 他

静岡市清水社会福祉会館の指定管理者の指定について

静岡市清水社会福祉会館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	静岡市清水社会福祉会館 静岡市清水区宮代町1番1号
指 定 管 理 者	(所在地) 静岡市葵区城内町1番1号 (名称) 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会 (代表者名) 会長 三重野 隆志
指 定 期 間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

参考資料

社会福祉法人静岡市社会福祉協議会の概要

設 立 平成15年4月1日

基本財産 1億9,011万7,896円

目 的 静岡市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

事業実績 指定管理事業の実績

静岡市清水社会福祉会館

静岡市中央福祉センター

静岡市地域福祉交流プラザ 他

静岡市清水中央老人福祉センターの指定管理者の指定について

静岡市清水中央老人福祉センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	静岡市清水中央老人福祉センター 静岡市清水区宮代町1番1号
指 定 管 理 者	(所在地) 静岡市葵区城内町1番1号 (名称) 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会 (代表者名) 会長 三重野 隆志
指 定 期 間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

参考資料

社会福祉法人静岡市社会福祉協議会の概要

設 立 平成15年4月1日

基本財産 1億9,011万7,896円

目 的 静岡市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

事業実績 指定管理事業の実績

静岡市清水中央老人福祉センター

静岡市井川高齢者生活福祉センター 他

その他の事業の実績

地域包括支援センター運営

生活困窮者自立相談支援事業 他

静岡市静岡老人ホーム及び静岡市救護所の指定管理者の指定について

静岡市静岡老人ホーム及び静岡市救護所の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	静岡市静岡老人ホーム及び静岡市救護所 静岡市葵区吉津 1 9 0 5 番地
指 定 管 理 者	(所 在 地) 静岡市駿河区小鹿二丁目 2 5 番 8 号 (名 称) 社会福祉法人静岡市厚生事業協会 (代表者名) 理事長 青島 一壽
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

参考資料

社会福祉法人静岡市厚生事業協会の概要

設 立 昭和 2 5 年 1 1 月 2 日

基本財産 4 億 1 1 1 万 2, 1 6 2 円

目 的 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身とも健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

事業実績 指定管理事業

静岡市静岡老人ホーム及び静岡市救護所

その他の事業

軽費老人ホームケアハウス白寿荘

指定障害者支援施設わらしな学園 他

静岡市清水松風荘の指定管理者の指定について

静岡市清水松風荘の指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	静岡市清水松風荘 静岡市清水区折戸三丁目19番40号
指定管理者	(所在地) 静岡市清水区日立町17番8号 (名称) 社会福祉法人清承会 (代表者名) 理事長 池上 直美
指 定 期 間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

参考資料

社会福祉法人清承会の概要

設 立 昭和53年11月6日

基本財産 14億5,311万59円

目 的 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

事業実績 指定管理事業の実績

静岡市清水松風荘

その他事業の実績

特別養護老人ホーム白扇閣の運営

老人デイサービス事業 他

静岡市心身障害児福祉センター「いこいの家」の指定管理者の指定について

静岡市心身障害児福祉センター「いこいの家」の指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の名称及び所在地	静岡市心身障害児福祉センター「いこいの家」 静岡市葵区城東町24番1号
指定管理者	(所在地) 静岡市駿河区小鹿一丁目1番1号 (名称) 社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会 (代表者名) 支部長 石山 純三
指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

参考資料

社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会の概要

設 立 昭和27年5月22日

基本財産 70億4,783万2,077円

目 的 社会福祉の増進をはかることを目的として医療機関及びその他の社会福祉施設等を設置して社会福祉事業等を行う。

事業実績 指定管理事業の実績

静岡市桜の園（身体障害者福祉施設）など3施設

静岡市心身障害者ケアセンター

静岡市心身障害児福祉センター「いこいの家」

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の指定管理者の指定について

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の指定管理者を次のように指定する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」 静岡市駿河区丸子3240番地の1
指 定 管 理 者	(所在地) 静岡市葵区人宿町二丁目6番地の10 (名称) 株式会社創造舎 (代表者名) 代表取締役 山梨 洋靖
指 定 期 間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

参考資料

株式会社創造舎の概要

設 立 平成19年5月8日

資 本 金 2,000万円

目 的 建築工事及び土木工事の設計・施工・請負・監理

宅地建物取引業

建築用木材・室内装飾品・外部装飾品・設備器具の輸入及び販売

家具・日用雑貨品の販売及び輸出入

古物営業法に基づく古物商 他

事業実績 指定管理者業の実績

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」

静岡市ふれあい健康増進館の指定管理者の指定について

静岡市ふれあい健康増進館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	静岡市ふれあい健康増進館 静岡市葵区南沼上1379番地の1
指 定 管 理 者	(所在地) 東京都品川区東品川四丁目10番1号 (名称) 輝く静岡 健康づくりパートナーズ (代表者名) 代表者 コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 室田 健志
指 定 期 間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

参考資料

輝く静岡 健康づくりパートナーズの概要

設 立 令和7年11月28日

<構成員>

1 コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 室田 健志

所在地 東京都品川区東品川四丁目10番1号

設 立 昭和48年3月14日

資 本 金 1億円

業務内容 スポーツ施設の経営及び運営受託

スポーツ教室、カルチャースクール、託児施設、保育所、有料老人ホームの経営

スポーツ、健康、文化等に関する情報提供および指導 他

事業実績 指定管理事業の実績

湖西市複合運動施設

豊橋市資源化センター余熱利用施設

平塚市余熱利用施設 他

2 静岡ビル保善株式会社 代表取締役 石井 宏司

所在地 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目23番9号

設立 昭和41年5月2日

資本金 2,000万円

業務内容 不動産管理業

清掃業

清掃用品の製造販売 他

事業実績 指定管理事業の実績

駿府城公園「東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園及び茶室」

静岡県富士水泳場

浜松市新橋体育センター 他

清水港船宿記念館の指定管理者の指定について

清水港船宿記念館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	清水港船宿記念館 静岡市清水区港町一丁目2番14号
指 定 管 理 者	(所在地) 静岡市葵区日出町1番地の2 (名称) 公益財団法人するが企画観光局 (代表者名) 理事長 久保田 隆
指 定 期 間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

参考資料

公益財団法人するが企画観光局の概要

設 立 平成7年9月28日

基本財産 5億2,200万円

目 的 静岡県中部・志太榛原地域の文化的、社会的、経済的特性等を活用し、観光
関連産業の振興と交流人口拡大による地域経済の活性化を促進するととも
に、国際的な相互理解の増進、文化の向上及び豊かな人間性に根差した社会
の創造に寄与することを目的とする。

事業実績 指定管理事業の実績

清水港船宿記念館

他の施設の管理運営実績

静岡市三保松原文化創造センター（観光案内業務）

静岡市総合観光案内所、静岡駅観光案内所、清水駅観光案内所 等

清水日本平運動公園球技場及び庭球場並びに静岡市清水蛇塚スポーツグラウンドの指定管理者の指定について

清水日本平運動公園球技場及び庭球場並びに静岡市清水蛇塚スポーツグラウンドの指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の名称及び所在地	清水日本平運動公園球技場及び庭球場 静岡市清水区村松3880番地の1 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド 静岡市清水区蛇塚30番地の5
指定管理者	(所在地) 静岡市清水区三保2695番地の1 (名称) 株式会社エスパルス (代表者名) 代表取締役社長 山室 晋也
指定期間	清水日本平運動公園球技場及び庭球場 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド 令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

参考資料

株式会社エスパルスの概要

設立 平成7年11月30日

資本金 9,000万円

業務内容 プロサッカー球団を所有し、次の事業を営むことを目的とする。

サッカーその他各種スポーツ競技の興行及びその仲介

サッカーその他のスポーツ選手の養成及び指導の施設並びにその団体の経
営 他

事業実績 指定管理事業の実績

清水日本平運動公園球技場及び庭球場など 4 施設

清水清見潟公園体育館、室内プール及びトレーニング室の指定管理者の指定について

清水清見潟公園体育館、室内プール及びトレーニング室の指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の名称及び所在地	清水清見潟公園体育館、室内プール及びトレーニング室 静岡市清水区横砂408番地の38
指定管理者	(所在地) 静岡県三島市寿町1番25号第一ビルディング1階 (名称) しずおかスポーツマネジメントグループ (代表者名) 代表者 シンコーススポーツ株式会社 静岡支店 支店長 原田 隆正
指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

参考資料

しずおかスポーツマネジメントグループの概要

設 立 令和7年11月28日

<構成員>

1 シンコーススポーツ株式会社 静岡支店 支店長 原田 隆正

所 在 地 静岡県三島市寿町1番25号 第一ビルディング1階

設 立 昭和53年11月2日

資 本 金 5,000万円

業務内容 指定管理者制度に基づく公の施設の運営、維持管理業務等
自治体が公募する施設運営管理業務、及び各種施設の総合管理業務等
各種法令等に基づく公共施設等の設置、運営、維持管理業務等(PFI、
P a r k - P F Iを含む) 他

事業実績 指定管理事業の実績
袋井市総合体育館
牧之原市多目的体育館
静岡県富士水泳場 他

2 株式会社VELTEXスポーツエンタープライズ 代表取締役社長 松永 康太

所在地 静岡県静岡市葵区宮前町107番地
設立 平成30年9月4日
資本金 9,000万円
業務内容 各種スポーツ競技の興行並びにチームの運営
スポーツビジネスに関する企画、コンサルティング
スポーツ選手のマネジメント及びプロモート業務 他
業務実績 その他事業の実績
ベルテックス静岡の運営
東静岡アート&スポーツ/ヒロバの管理運営 他

3 静岡ビル保善株式会社 代表取締役 石井 宏司

所在地 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目23番9号
設立 昭和41年5月2日
資本金 2,000万円
業務内容 不動産管理業
清掃業
清掃用品の製造販売 他
事業実績 指定管理事業の実績
駿府城公園「東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園及び茶室」
静岡県富士水泳場
浜松市新橋体育センター 他

静岡ヘリポートの指定管理者の指定について

静岡ヘリポートの指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	静岡ヘリポート 静岡市葵区諏訪8番地の10
指 定 管 理 者	(所 在 地) 静岡市葵区七間町12番4 (名 称) 公益財団法人静岡市まちづくり公社 (代表者名) 理事長 青野 志能生
指 定 期 間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

参考資料

公益財団法人静岡市まちづくり公社の概要

設 立 昭和16年7月17日

基本財産 3億8,630万円

目 的 まちづくり支援事業、スポーツ・健康増進事業、文化教養事業、コミュニティーの場の提供等を通じて、健やかで文化的な市民生活の向上と快適な地域社会の実現を図り、もって生き生き暮らせる静岡市の創造に寄与することを目的とする。

事業実績 指定管理事業の実績

静岡市ふれあい健康増進館

清水日本平運動公園（球技場・庭球場）

静岡ヘリポート 他

静岡市番町市民活動センターの指定管理者の指定の変更について

静岡市番町市民活動センターの指定管理者（令和3年3月11日議決）の指定の期間を次のとおり変更する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波喬司

区分	指定期間	変更概要
変更前	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	市民一人ひとりが公平に利便性の高いサービスを楽しむよう公の施設の機能、配置の最適化を行う。 当該施設は、最適化に伴う移行期間として、令和8年度は暫定的に現在と同様の管理運営を継続し、短期間における事業の継続性やサービス水準の安定性、事業者の安定的な経営体制を確保するため、指定期間を1年延長する。
変更後	令和3年4月1日から 令和9年3月31日まで	

静岡市清水市民活動センターの指定管理者の指定の変更について

静岡市清水市民活動センターの指定管理者（令和3年3月11日議決）の指定の期間を次のとおり変更する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

区分	指定期間	変更概要
変更前	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	市民一人ひとりが公平に利便性の高いサービスを享受できるよう公の施設の機能、配置の最適化を行う。 当該施設は、最適化に伴う移行期間として、令和8年度は暫定的に現在と同様の管理運営を継続し、短期間における事業の継続性やサービス水準の安定性、事業者の安定的な経営体制を確保するため、指定期間を1年延長する。
変更後	令和3年4月1日から 令和9年3月31日まで	

静岡音楽館の指定管理者の指定の変更について

静岡音楽館の指定管理者（令和3年3月11日議決）の指定の期間を次のとおり変更する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

区分	指定期間	変更概要
変更前	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	当該施設は、令和10年度に休館を伴う、特定天井の改修工事を予定している。
変更後	令和3年4月1日から 令和10年3月31日まで	令和9年度までの短期間（2年間）において、事業の継続性や、サービス水準の安定性を確保するため、指定期間を2年延長する。

静岡市駿河生涯学習センター、静岡市南部勤労者福祉センター及び静岡市小鹿老人福祉センターの指定管理者の指定の変更について

静岡市駿河生涯学習センター、静岡市南部勤労者福祉センター及び静岡市小鹿老人福祉センターの指定管理者（令和7年3月6日議決）の指定の期間を次のとおり変更する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

区分	指定期間	変更概要
変更前	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	市民一人ひとりが公平に利便性の高いサービスを楽しむよう公の施設の機能、配置の最適化を行う。
変更後	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで	当該施設は、最適化に伴う移行期間として、令和8年度は暫定的に現在と同様の管理運営を継続し、短期間における事業の継続性やサービス水準の安定性、事業者の安定的な経営体制を確保するため、指定期間を1年延長する。

静岡市東海道広重美術館の指定管理者の指定の変更について

静岡市東海道広重美術館の指定管理者（令和3年3月11日議決）の指定の期間を次のとおり変更する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

区分	指定期間	変更概要
変更前	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	当該施設は由比本陣公園内に設置されている施設であり、同公園内に設置されている静岡市由比本陣施設と令和9年度からの管理運営体制について、一体管理の可能性も含めて検討する。
変更後	令和3年4月1日から 令和8年5月31日まで	また、令和8年6月から令和9年3月まで10か月の休館を伴う電気・設備・衛生の更新を目的とした大規模改修工事を行うため、指定期間を2か月延長する。

静岡市老人福祉センター、静岡市老人憩の家及び静岡市世代間交流センターの指定管理者の指定の変更について

静岡市老人福祉センター、静岡市老人憩の家及び静岡市世代間交流センターの指定管理者(令和3年3月11日議決)の指定の期間を次のとおり変更する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

区分	指定期間	変更概要
変更前	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	市民一人ひとりが公平に利便性の高いサービスを享受できるよう公の施設の機能、配置の最適化を行う。
変更後	令和3年4月1日から 令和9年3月31日まで	当該施設は、最適化に伴う移行期間として、令和8年度は暫定的に現在と同様の管理運営を継続し、短期間における事業の継続性やサービス水準の安定性、事業者の安定的な経営体制を確保するため、指定期間を1年延長する。

静岡市清水みなとふれあいセンターの指定管理者の指定の変更について

静岡市清水みなとふれあいセンターの指定管理者（令和3年3月11日議決）の指定の期間を次のとおり変更する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

区分	指定期間	変更概要
変更前	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	障がい者のセーフティネットとしての機能を維持しつつ、民間の創意工夫がより発揮できるよう施設の管理運営方法の見直しを行う。 当該施設は、管理運営方法の見直しに伴う移行期間として、令和8年度は暫定的に現在と同様の管理運営を継続し、短期間における事業の継続性やサービス水準の安定性、事業者の安定的な経営体制を確保するため、指定期間を1年延長する。
変更後	令和3年4月1日から 令和9年3月31日まで	

静岡市清水なぎさホーム、静岡市清水ひびきワーク、静岡市清水うしおワーク及び静岡市清水うなばら学園の指定管理者の指定の変更について

静岡市清水なぎさホーム、静岡市清水ひびきワーク、静岡市清水うしおワーク及び静岡市清水うなばら学園の指定管理者(令和3年3月11日議決)の指定の期間を次のとおり変更する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

区分	指定期間	変更概要
変更前	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	障がい者のセーフティネットとしての機能を維持しつつ、民間の創意工夫がより発揮できるよう施設の管理運営方法の見直しを行う。 当該施設は、管理運営方法の見直しに伴う移行期間として、令和8年度は暫定的に現在と同様の管理運営を継続し、短期間における事業の継続性やサービス水準の安定性、事業者の安定的な経営体制を確保するため、指定期間を1年延長する。
変更後	令和3年4月1日から 令和9年3月31日まで	

静岡市清水うみのこセンターの指定管理者の指定の変更について

静岡市清水うみのこセンターの指定管理者（令和3年3月11日議決）の指定の期間を次のとおり変更する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

区分	指定期間	変更概要
変更前	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	障がい者のセーフティネットとしての機能を維持しつつ、民間の創意工夫がより発揮できるよう施設の管理運営方法の見直しを行う。 当該施設は、管理運営方法の見直しに伴う移行期間として、令和8年度は暫定的に現在と同様の管理運営を継続し、短期間における事業の継続性やサービス水準の安定性、事業者の安定的な経営体制を確保するため、指定期間を1年延長する。
変更後	令和3年4月1日から 令和9年3月31日まで	

静岡市沼上資源循環学習プラザ及び静岡市西ヶ谷資源循環体験プラザの指定管理者の指定の変更について

静岡市沼上資源循環学習プラザ及び静岡市西ヶ谷資源循環体験プラザの指定管理者（令和7年3月6日議決）の指定の期間を次のとおり変更する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

区分	指定期間	変更概要
変更前	令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで	人口減少などの社会変化や市民ニーズの多様化を踏まえ、施設の需要を把握したうえで、今後も提供し続ける機能・サービスの整理を行う必要がある。 当該施設の管理運営についても、提供するサービスの見直しを行う必要があることから、令和8年度は暫定的に現在と同様の管理運営を継続し、短期間における事業の継続性やサービス水準の安定性、事業者の安定的な経営体制を確保するため、指定期間を1年延長する。
変更後	令和2年4月1日から 令和9年3月31日まで	

静岡市北部勤労者福祉センターの指定管理者の指定の変更について

静岡市北部勤労者福祉センターの指定管理者（令和7年3月6日議決）の指定の期間を次のとおり変更する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

区分	指定期間	変更概要
変更前	令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで	市民一人ひとりが公平に利便性の高いサービスを享受できるよう公の施設の機能、配置の最適化を行う。 当該施設は、最適化に伴う移行期間として、令和8年度は暫定的に現在と同様の管理運営を継続し、短期間における事業の継続性やサービス水準の安定性、事業者の安定的な経営体制を確保するため、指定期間を1年延長する。
変更後	令和2年4月1日から 令和9年3月31日まで	

静岡市東部勤労者福祉センターの指定管理者の指定の変更について

静岡市東部勤労者福祉センターの指定管理者（令和7年3月6日議決）の指定の期間を次のとおり変更する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

区分	指定期間	変更概要
変更前	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	市民一人ひとりが公平に利便性の高いサービスを享受できるよう公の施設の機能、配置の最適化を行う。 当該施設は、最適化に伴う移行期間として、令和8年度は暫定的に現在と同様の管理運営を継続し、短期間における事業の継続性やサービス水準の安定性、事業者の安定的な経営体制を確保するため、指定期間を1年延長する。
変更後	令和3年4月1日から 令和9年3月31日まで	

静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設の指定管理者の指定の変更について

静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設の指定管理者（令和3年3月11日議決）の指定の期間を次のとおり変更する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

区分	指定期間	変更概要
変更前	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	人口減少などの社会変化や市民ニーズの多様化を踏まえ、中山間地域における市営施設の機能や運営手法等の最適化に向けた検討を行う必要がある。 当該施設についても、周辺市営施設との一体管理などを含む最適な運営手法を検討する必要があることから、梅ヶ島新田温泉浴場の指定管理期間に合わせて令和9年度まで暫定的に現在と同様の管理運営を継続し、短期間における事業の継続性やサービス水準の安定性、事業者の安定的な経営体制を確保するため、指定期間を2年延長する。
変更後	令和3年4月1日から 令和10年3月31日まで	

静岡市日影沢親水園の指定管理者の指定の変更について

静岡市日影沢親水園の指定管理者（令和5年3月17日議決）の指定の期間を次のとおり変更する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

区分	指定期間	変更概要
変更前	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで	人口減少などの社会変化や市民ニーズの多様化を踏まえ、中山間地域における市営施設の機能や運営手法等の最適化に向けた検討を行う必要がある。 当該施設についても、周辺市営施設との一体管理などを含む最適な運営手法を検討する必要があることから、梅ヶ島新田温泉浴場の指定管理期間に合わせて令和9年度まで暫定的に現在と同様の管理運営を継続し、短期間における事業の継続性やサービス水準の安定性、事業者の安定的な経営体制を確保するため、指定期間を2年延長する。
変更後	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	

静岡市由比本陣施設の指定管理者の指定の変更について

静岡市由比本陣施設の指定管理者（令和3年3月11日議決）の指定の期間を次のとおり変更する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

区分	指定期間	変更概要
変更前	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	当該施設は由比本陣公園内に設置されている施設であり、同公園内の静岡市東海道広重美術館が令和8年度に10か月の休館を伴う大規模改修工事を行う。
変更後	令和3年4月1日から 令和9年3月31日まで	令和9年度からの管理運営体制について、静岡市東海道広重美術館との一体管理の可能性も含め検討するため、指定期間を1年延長する。

駿府城公園「東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園及び茶室」の指定管理者の指定の変更について

駿府城公園「東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園及び茶室」の指定管理者（令和3年3月11日議決）の指定の期間を次のとおり変更する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

区分	指定期間	変更概要
変更前	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	当該施設は駿府城公園内に設置されている施設であり、同公園内に（仮称）駿府城跡天守台野外展示ガイダンス施設（以下「ガイダンス施設」という。）が令和9年度に開館する。
変更後	令和3年4月1日から 令和9年3月31日まで	今後、ガイダンス施設を含めた4施設の一体管理について検討するため、指定期間を1年延長する。

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のように締結する。

令和8年2月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

1	契約の目的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
2	契約の始期	令和8年4月1日
3	契約金額	15,283,400円を上限とする額
4	費用の支払方法	監査の結果に関する報告提出後に一括払
5	契約の相手方	住所 静岡県静岡市駿河区宮本町9番25-605号 氏名 湯浅達夫 資格 公認会計士

その他の議案の説明

その他の議案の説明

議案第65号 静岡市基本構想について

静岡市自治基本条例第15条第1項の規定に基づき、本市基本構想を議会の議決を経て定めるものである。

議案第66号 静岡市基本計画について

静岡市自治基本条例第15条第1項の規定に基づき、本市基本計画を議会の議決を経て定めるものである。

議案第67号 静岡市公文書等の管理に関する条例の制定について

適正な公文書の管理について定めるとともに、将来にわたって本市の諸活動及び歴史を跡付け又は検証するうえで重要な公文書等に対する利用請求権を付与するため、本条例を制定しようとするものである。

議案第68号 静岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営について基準を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

議案第69号 静岡市行政手続条例の一部改正について

条例等に基づく不利益処分をしようとする場合に、インターネットなどを利用して、公示の方法による聴聞の通知をすることができるようにするとともに、意見公募手続を廃止するため、所要の改正をしようとするものである。

議案第70号 静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の関係省令等の一部改正に伴い、特定個人情報を利用することができる事務について、所要の改正をしようとするものである。

議案第71号 静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費の支払について、国政選挙と同額に引き上げるため、所要の改正をしようとするものである。

議案第72号 静岡市職員定数条例の一部改正について

市長の事務部局等における職員定数を改めるため、所要の改正をしようとするものである。

議案第73号 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

休暇制度の見直しに伴い、新たな子育て支援時間制度を設けるため、所要の改正をしようとするものである。

議案第74号 静岡市職員の給与に関する条例の一部改正について

給与制度の見直しに伴い、新たに初任給調整手当等を設けるため、所要の改正をしようとするものである。

議案第75号 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

令和8年度の組織機構改編等に伴い、検診・検査等業務手当の支給対象職員の勤務先に区役所を加え、保健福祉センターを保健センターに改めるなど、所要の改正をしようとするものである。

議案第76号 静岡市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、旅費制度の見直しを実施するため、旅費の支給対象を改めるなど、所要の改正をしようとするものである。

議案第77号 静岡市手数料条例の一部改正について

放課後児童健全育成事業の見直し及び建築基準法等の一部改正に伴い、各手数料について、所要の改正をしようとするものである。

議案第78号 静岡市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料に子ども・子育て支援金賦課額を設けるなど、所要の改正をしようとするものである。

議案第79号 静岡市介護保険条例の一部改正について

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例を設けるなど、所要の改正をしようとするものである。

議案第80号 静岡市東海道広重美術館条例の一部改正について

施設改修による休館に伴い、休館期間中の特別観覧の許可等について市長が行うことができるよう改めるため、所要の改正をしようとするものである。

議案第 8 1 号 静岡市体育館条例の一部改正について

指定管理者制度により管理している体育館の管理形態の見直しに伴い、静岡市蒲原体育館を市直営体育館に改めるため、所要の改正をしようとするものである。

議案第 8 2 号 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部改正について

東豊田中学校グラウンド夜間照明施設のうち、テニスコート部分の夜間照明施設撤去に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議案第 8 3 号 静岡市博物館条例の一部改正について

静岡市歴史博物館等の博物館登録に伴い、静岡市博物館条例を静岡市立登呂博物館及び静岡市立芹沢銈介美術館条例に改めるなど、所要の改正をしようとするものである。

議案第 8 4 号 静岡市地域福祉交流プラザ条例の一部改正について

静岡市地域福祉交流プラザの事業を見直すとともに、指定管理者による管理を廃止するなど、所要の改正をしようとするものである。

議案第 8 5 号 静岡市立こども園条例の一部改正について

静岡市立蒲原西部こども園及び静岡市立由比こども園の廃園に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議案第 8 6 号 静岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正について

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、妊婦のための支援給付に関する報告等を過料の対象に加えるなど、所要の改正をしようとするものである。

議案第 8 7 号 静岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、設備及び職員の基準の特例を設けるなど、所要の改正をしようとするものである。

議案第 8 8 号 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳児院等の職員の資格等にこども家庭ソーシャルワーカーを追加するなど、所要の改正をしようとするものである。

議案第89号 静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童指導員の資格にこども家庭ソーシャルワーカーを追加するなど、所要の改正をしようとするものである。

議案第90号 静岡市資源循環啓発施設条例の一部改正について

静岡市沼上資源循環学習プラザの休館日に土曜日及び祝日を加えるなど、所要の改正をしようとするものである。

議案第91号 静岡市斎場条例の一部改正について

静岡市庵原斎場の開場時間を短縮するため、所要の改正をしようとするものである。

議案第92号 静岡市環境影響評価条例の一部改正について

静岡県環境影響評価条例に基づいて意見を求められた場合は、静岡市環境影響評価審査会に諮問することに改めるため、所要の改正をしようとするものである。

議案第93号 静岡市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

一般世帯の人数割額の単位及び使用料を改定するため、所要の改正をしようとするものである。

議案第94号 静岡市中央卸売市場業務条例の一部改正について

地上駐車場の設置に伴い、使用料を規定するため、所要の改正をしようとするものである。

議案第95号 静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正について

駐車場法施行令の一部改正に伴い、特定用途及び特定部分を定義する規定において、共同住宅を除外する規定を設けるなど、所要の改正をしようとするものである。

議案第96号 静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例及び静岡市自転車等駐車場条例の一部改正について

静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場を廃止するなど、所要の改正をしようとするものである。

議案第97号 静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部改正について

静岡市の自家用有償旅客運送の運賃体系を見直すため、所要の改正をしようとするものである。

議案第98号 静岡ヘリポート条例の一部改正について

航空法施行規則の一部改正に伴い、構内営業の許可に係る規定を設けるなど、所要の改正をしようとするものである。

議案第99号 静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

牧之原市及び吉田町の消防体制を見直し、牧之原消防署と吉田消防署の管轄区域を改めるため、所要の改正をしようとするものである。

議案第100号 静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、損害補償基礎額を改めるなど、所要の改正をしようとするものである。

議案第101号 静岡市水防団条例の一部改正について

活動実態に合わせた定員に改めるため、所要の改正をしようとするものである。

議案第102号 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

給与制度の見直しに伴い、新たに初任給調整手当を設けるため、所要の改正をしようとするものである。

議案第103号 静岡市水道事業給水条例の一部改正について

基本料金及び従量料金を改定するため、所要の改正をしようとするものである。

議案第104号 静岡市下水道条例の一部改正について

基本使用料及び従量使用料を改定するため、所要の改正をしようとするものである。

議案第105号 静岡市交通安全対策会議条例の廃止について

静岡市交通安全対策会議を廃止するため、本条例を廃止しようとするものである。

議案第106号 静岡市交通遺児等福祉手当条例の廃止について

交通遺児等福祉手当を廃止するため、本条例を廃止しようとするものである。

議案第107号 静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の廃止について

精神障害者地域生活支援センターを廃止するため、本条例を廃止しようとするものである。

自 議案第108号 静岡市西ヶ谷総合運動場の指定管理者の指定について

至 議案第126号 静岡ヘリポートの指定管理者の指定について

いずれも、施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

自 議案第127号 静岡市番町市民活動センターの指定管理者の指定の変更について

**至 議案第142号 駿府城公園「東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園及び茶室」の指定管理者の指定の変更
について**

いずれも、施設の指定管理者の指定の変更について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第143号 包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。